

令和4年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1485号）《未定稿》

◎日 時 令和4年9月21日（水）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	桜井	ただし	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	大坂	隆洋	議員
14番	池田	ともり	議員
15番	山田	丈夫	議員
17番	永田	壮一	議員
18番	たかざわ	秀行	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	小林	やすお	議員
25番	小林	たかや	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋口 高 頭 君
副 区 長	坂田 融 朗 君
保健福祉部長	細越 正 明 君
地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美 江 子 君

地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	恩田浩行君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	古田毅君
デジタル戦略担当部長	村木久人君
財産管理担当部長	大森幹夫君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	佐藤尚久君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	門口昌史君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午後1時00分 開議

○議長（桜井ただし議員） ただいまから令和4年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、千代田区議会自由民主党を代表して、22番嶋崎秀彦議員。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○22番（嶋崎秀彦議員） 令和4年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党を代表して、質問をいたします。

質問に入る前に、我々、自由民主党の元総裁であり、元内閣総理大臣でもあった故安倍晋三氏におかれましては、去る7月8日、参議院議員選挙街頭演説中、凶弾に倒れ、逝去されました。この事態を受けて、千代田区議会は、このような悲惨な事件が二度とないことを願い、全会一致をもって「暴力による言論の封殺に抗議する決議」を採択いたしました。来週27日には、多くの参列者を招き、本区においても、国葬も執り行われますが、ここに改めまして、安倍晋三元総理に哀悼の誠をささげます。

それでは、質問に入ります。

初めに、令和3年度各会計決算についてお伺いします。

今定例会は、いわゆる決算議会です。決算審査は、昨年度の各会計予算が適切に執行されたか、効率的、効果的に執行されたかなどを様々な観点から調査した後に、我々議会が認定、不認定を判断いたします。樋口区長の下での決算審査は、今回で二度目となります。皆様ご存じのとおり、令和3年2月に区長に就任されていますから、今回の審査対象の令和3年度決算が、実質的には、樋口区政における初めての決算審査となります。

令和3年度は、本区では、異例の第9号まで補正予算が編成され、結果、新型コロナウイルスワクチン接種対策に10億円余、安定的継続的な医療提供対策に5億円余、小規模事業者緊急経営支援に2億円余など、前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症への対応に多くの予算が費やされていました。

一方、新型コロナウイルス感染症の収束を期待して、当初予算には計上したものの、執行に至らなかった事業も多数あるのではないかと思います。具体的に、一般会計の決算額は、歳入が657億円余に対し、歳出が635億円余となり、繰越額を差し引いた剰余金の額は17億円余になっています。これにより、歳出の執行率は84.2%となり、昨年84.4%から0.2ポイント低下しています。直近10年間の数値を比較すると、令和元年度決算の82.4%に次いで、2番目に低い数値となっています。

もちろん、この数値に至った原因として、先ほど述べました新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった事業があったことは考慮する必要があると思いますが、一般会計全体として109億円余、実に令和3年度予算現額の約7分の1に相当する多額の不用額が生じていることは、注視する必要があります。昨年度も同規模の128億円余の不用額が生じており、コロナ禍以前でも80億円規模の多額の不用額が生じる傾向は変わっておらず、むしろ増える傾向が続

いています。

そこでお伺いいたします。このような令和3年度決算状況をどのように分析し、令和5年度予算編成に生かしていくのでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、**新たな基本構想を見据えた予算編成と行政評価制度について**お伺いいたします。

これまで、区は、予算編成の際、基本計画に掲げる施策ごとに予算事業を整理し、基本構想の実現に向けた取組の体系を示してきました。しかしながら、社会状況の変化が激しい中、現在のような基本計画では柔軟な対応に限界があるとして、新たな基本構想の下では、基本計画を策定しない方向であると聞いております。こうした対応は、これまでの基本計画の硬直性に関する課題への対応として理解しますが、一方、基本計画は、基本構想の実現に向けた具体的な取組の体系などを明らかにし、計画的な行政運営を図る役割を果たしてきた面もあります。

そこでお伺いいたします。区長は、招集挨拶で、令和5年度予算は新たな基本構想を見据えて編成するとしておりますが、基本計画がない中で、基本構想と予算の関係を明らかにし、計画的な行政運営を担保するため、どのように対応していくのか、お答えください。

また、直近の基本計画であるみらいプロジェクトの下では、毎年の事務事業評価と複数年ごとに実施する施策評価を一体のものとして、行政評価を実施してきました。個々の施策や事務事業について、進捗や成果などを評価することで、区政の透明性が担保されるとともに、行政運営の改善に努めてきたものと認識しています。基本構想の実現に向けた個々の取組の効果を行政内部で振り返り、その後の行政運営に生かしていくことは今後も必要だと考えておりますが、新たな基本構想の下での行政評価はどのようにしていくのか、お答えください。

次に、**ポストコロナにおける行事等の実施について**お伺いいたします。

過去最大の感染拡大となった新型コロナウイルスの感染拡大第7波は、オミクロン株BA.5系統を中心とする感染が急速に拡大し、8月中旬において、全国の1日の新規感染者数は過去最多の25万人を超え、第6波のピークの2倍以上となりました。その後、徐々に減少傾向は続いているものの、今なお、収束には至っておらない状況であります。しかし、ワクチン接種も進み、当初に比べ、重症化率も低下した今年は、3年ぶりに行動制限がない中での夏となりました。区内では、地域によっては納涼会や子ども夏祭り、盆踊りなど、十分に感染症対策を施しながら、久しぶりに夏らしいイベントを楽しんでおられました。

区長は、社会経済活動を維持していくためには、今後も繰り返すことが予想される感染拡大にあっても、感染予防とイベント開催などの地域活動は、両立を図っていかなければならないと招集挨拶で述べていました。コロナ禍で、高齢者などの方々は、外出を控える方が多くいらっしゃると思います。自粛生活の長期化に伴い、身体機能の低下など、いわゆるコロナフレイルによる健康面への影響が社会問題となっております。高齢者のフレイル化を予防するためには、人と人とのつながりや地域の絆が重要であり、地域活動の活性化に向け、取り組んでいかなければならないと考えます。

そこでお伺いをいたします。第7波での地域活動イベントに対する感染予防対策を踏まえ、また、次に危惧される第8波に向け、コロナ禍におけるイベント等での感染予防対策をどのように

講じていくのか、区の方針についてお答えください。

また、一方で、夏休みも明け、学校は再開しています。秋以降、学校行事を含む区のイベントの取扱いについて、感染状況を踏まえつつ、地域や保護者の参画をどのように進めていくべきかということは、まさに喫緊の課題であると認識しています。特に、学校については、保護者や地域の方々も、学校・園とともに、子どもたちの成長に寄り添い、コロナ禍においても、ポストコロナの段階に移行しても、これまで同様、また、これまで以上に、学校・園との協力を密にしながら、子どもたちのためにできるだけ協力したいという熱い思いを持ってくださっている方々がたくさんおります。このような思いも踏まえ、新学習指導要領でも述べられている「開かれた教育課程」の理念に基づいた教育課程を実施するためには、地域の人的、物的資源を活用し、学校教育を学校内にとどめることなく、その目指すところを社会と共有、連携しながら実現していくことが重要であると考えます。ポストコロナの状況においても、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちの健やかな成長を支援していくという観点から、地域、保護者の参画の方法を考え、学校運営を進めていくべきであり、そのためには、学校行事を含む学校の状況について、広く公開し、その在り方について広く見解を伺う必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。現在の感染状況を見れば、まだまだ全面解除ができないことは理解しますが、今後、ポストコロナにおける地域、保護者が参画した学校運営をどのように進めていくお考えでしょうか、お答えください。

次に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進についてお伺いいたします。

区では、本年4月に千代田区DX戦略を策定し、住民の利便性の向上と業務の効率化の双方の観点から、区のDXを推進していくことを明らかにしています。また、区長は、デジタル立国ジャパン・フォーラムという民間のイベントに登壇された際には、区民のWell-beingをあらゆる面において満たされた状態の実現を第一と考え、現在のサービスを大切にしつつも、デジタル社会に対応された区政にアップデートしていくことを述べられたと聞いています。

デジタル技術を活用して、住民の利便性を向上させ、また、業務の効率化を図っていくことは、現在の社会状況においては必然ですが、これからは、さらにデータの活用という観点が重要となってくることと思います。行政のみならず、様々な主体によるデータの共有と流通を促進し、多様な連携により区政の満足度を高めていくことが、デジタル社会に対応した区政のアップデートと言えるのではないのでしょうか。

区長は、常々、区民の生活と健康を守ることを最優先と言っております。また、区民のWell-beingを第一ということですが、Well-beingというのは、もともと医療、介護の現場で使われていた言葉です。そこで、デジタル社会に対応した区政のアップデートのためのデータ活用についても、まずは医療の分野から進めてみてはいかがでしょうか。

私は、令和2年第4回区議会定例会において、一般質問として、PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用による健康づくりについて質問させていただきました。PHRとは、健康、医療、介護などの情報を集約して、一人一人が自分自身で生涯にわたって時系列的に管理、活用することにより、自己の健康状態に合った優良なサービスの提供を受けることができるというも

のですが、これらの情報を保健医療政策に活用するための仕組みづくりも視野に入れたものです。

区では、本年6月、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターと連携協定を締結し、保健福祉領域におけるデータ活用の検討及び推進体制の整備に取り組むとしました。医療におけるデータ活用としても、一歩前進したものと思います。しかし、医療データを活用するための環境はまだまだ不十分です。

例えば、区が関わる医療データとしては、区民健診のデータが重要です。データ活用も、まずはここからスタートすべきと考えますが、現在の区民健診事業では、紙の健診票を郵送して、周知、通知を行い、この健診票を健診を受ける区民の方々が各医院、歯科医院へ持参し、健診を受けると、区では、医師会、歯科医師会を通じて提出された健診票を手入力して、パソコンに入力していると聞き及んでいます。デジタルデバイドの配慮は当然に必要ですが、将来的には、こうしたデータはデジタル技術を導入して管理していく方向に進むべき、まずは、この区民健診事業のDX化について、検討をさらに一歩進めてみてはいかがでしょうか。

こうした健診データが活用できる環境が整備されれば、例えば、歯科データの蓄積により、大災害時にお亡くなりになられた方の身元確認など、医療以外にも様々な分野での活用が考えられます。さらには、現在の健康状態や医療の受診状況、過去の健診結果、介護の状況等の各データを利活用することにより、まさに区民一人一人にピンポイントでの必要な区民サービスをお届けすることになり、必ずや区民の精神的、肉体的、社会的Well-beingがさらに向上することと思います。

もちろん、データ活用に当たっては、情報漏えいのリスクも踏まえ、来年度から新たに施行される改正個人情報保護法をはじめとする関係法令の適切な運用や、庁内の情報セキュリティ体制の整備は不可欠です。10年先のDX社会を見据えた区政のアップデートに向けて、東京の、さらには日本の政治経済の中心である千代田区が先頭に立って、DX化を進めていくことは、まさに、今、区がすべき先行投資ではないでしょうか。

そこでお伺いをいたします。区民健診事業のDX化について検討を進めることについて、どのようにお考えでしょうか、区長の見解をお聞きいたします。

また、最近も、兵庫県尼崎市において大量の住民情報を記録したUSBメモリの紛失という事件がありました。DX化に向けての庁内情報セキュリティ体制の整備についても、併せてお聞かせください。

最後に、**地域に寄り添ったまちづくりルールの構築**についてお伺いいたします。

我が党では、これまでも東京の都市再生、千代田区のまちづくりについて、質問してまいりました。改めて、首都の中心として、高度な都市機能を確保するとともに、地域特性を生かした都市再生、まちづくりを推進していくべきと考えています。

昨年5月、都市計画マスタープランの改定がなされました。この間の区のまちづくりを、区民世論調査にて定性的な観点から確認しますと、景観・まちなみ、交通・災害時などをはじめとした周辺的生活環境は全体的によくなっているという一定の評価を区民から受けることが分かります。まちづくりの具体的取組としては、定住人口の回復を最重要課題に掲げ、地区計画や住宅附

置義務制度、そして、計画的な大規模開発の誘導が挙げられます。中でも、大規模開発により、都市基盤の整備や防災、環境性能の向上を図ってきたものと認識しています。

こうした取組について、一定の評価がなされている一方、事業検討の段階では、賛否を含め、多くの意見が私の下にも入ってきております。人のためにまちづくりを行うのであれば、人のために、地域のために、一層、丁寧に検討を進めるべきであり、進められるようにすべきではないでしょうか。

まちづくりは、短期的なものではありません。どうしても長期的なものになります。そうした時間軸に区民、地域が直接関わり、生活していくとなると、まちづくりに不安を抱くのは当然です。建物は造って終わりではなく、そこからが始まりであること、区も改めて認識していただきたいと思います。

不安について、機能更新が行われることにより、生活環境の変化といったハード面、描いている絵のような運営がきちんとなされているかといったソフト面、その他、個々の価値観、ご事情によるものなど、多岐に及ぶものがあります。区には、それらの不安に寄り添い、払拭したまちづくりを進める責務があるのではないのでしょうか。事業等の検討段階から十分な議論をし、地域と共通認識を築いていくことも大事ではありますが、もう一步、取組を進める必要があると考えます。まちづくりが長期的なものである以上、事業者には、検討段階からの議論、内容を継承し、建物の建築後も少なくとも一定期間はしっかりと運営、マネジメントすることを責務とする制度を設けてはいかがでしょうか。

地域にとって、議論したことが形となる、建物の建築後も議論した相手が運営していくことが制度として担保されれば、多岐に及ぶ不安の一つかもしれないかもしれませんが、安心材料になることでしょう。また、事業者にとっても、地域に根差した活動をすることで、地域とのコミュニティの形成が図られ、議論する場の構築等ができることは願ってもないことではないのでしょうか。

まちは、社会情勢や人々の価値観の多様化に伴い、常に変化しています。長期的に運営、マネジメントをしていくことと、変化に対応した取組が必要になります。取組について、地域で議論し、一丸となって検討していく、信頼関係を築きながら課題解決等の解決を図っていく。そのようなことを議論する場等が継続して設置されることが、これからのまちづくりには必要であると考えます。

そこでお伺いたします。今後も、千代田区では、情報や環境技術の進化に対応した次世代の都市まちづくりを見据えながら、都市再生は行っていくでしょう。しかしながら、そこには、住み、働き、学ぶ人たちがいます。その人たちの声に耳を傾け、寄り添いながら、事業者も一丸となり、手を取り合い、よりよいまちづくりをしていく、未来につないでいく、そうしたまちづくりを推進していくことが肝要です。そのための制度構築を行うことはできないのでしょうか、見解をお聞かせください。

以上、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 嶋崎議員の令和3年度決算と新たな基本構想を見据えた予算編成に関するご質問にお答えいたします。

令和3年度は、招集挨拶でも申し上げましたとおり、「コロナに打ち克ち、千代田の新時代を築く」、この基本姿勢の下、区民の命と健康を守ることを最優先に、不要不急な事業予算の縮減を図りながらも、必要な事業には予算を投じるメリハリをつけた予算を編成いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない状況にあったため、ワクチン接種対策やPCR検査体制の構築など、様々な事態を想定した予算計上や予備費充用を行ってまいりました。このうち、新型コロナウイルス感染症対策のために計上した予算において、結果としては不用となった経費が生じております。また、事業進捗の遅れのほか、事業の対象となる区民や企業数を積極的に積み上げた結果、執行率の低い事業が散見され、多くの不用額が生じている、そのことは、ご質問にありましたとおりでございます。

令和5年度予算編成におきましては、いま一度、執行率の状況、その要因を検証した上で、必要な見直しを図るとともに、来年度予算の適切な編成に反映させてまいります。

次に、新たな基本構想を見据えた予算編成についてですが、区民生活を取り巻く環境は刻々と変化しており、今後は、そのスピードも加速していくと推察されます。こうした中、区民の皆様の期待に応えていくためには、社会状況の変化を的確に捉え、スピード感を持って、課題解決に努める必要がございます。このため、新たな基本構想の下では、これまで柔軟性に課題のあった基本計画に代えて、毎年度の予算編成の際、その時々課題に対し、中期的な取組の方針を定めることといたしました。このことにより、必要な取組を機を逸することなく実行に移すことが可能となりますので、新たな基本構想の下、機動的かつ計画的な行政運営を実現し、区民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔教育長堀米孝尚君登壇〕

○教育長（堀米孝尚君） 嶋崎議員の今後のポストコロナにおける学校運営についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、子どもたちの健やかな成長を育んでいくためには、学校・園のみならず、地域、保護者の皆様のご協力を得て、学校運営を進めていくべきであると考えております。そのためには、平素から教育活動をご覧いただき、子どもたちの様子や学校・園の工夫などの実態を知っていただいた上で、よりよく子どもたちを育んでいくための方策について、広くご見解を伺い、ご協力を頂く必要があると認識しております。

教育委員会では、21世紀を担い、地域、社会で活躍する人材を育成すべく、千代田区ならではの地域の人的、物的資源を生かし、子どもたちに必要な資質、能力を育めるよう取り組んでまいりました。しかしながら、令和2年より猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、学校・園の運営は適切に進められているものの、地域や保護者の皆様に学校にご来校いただき、子どもたちの活躍を直接的にご参観していただく機会が減少していることについては、議員ご指摘のとおりであります。

今後は、第7波の状況や危惧される第8波の状況及び国や都の指針を受けたその対策の在り方を見定めつつ、保護者や地域の参画の下、一体となって、よりよい学校運営の創出に取り組んでいただくよう、また、学校行事へのご参会や学校公開の参観方法の範囲を広げていけるよう、学校・園と協議の上、進めてまいります。その際には、各校・園のよりよい教育活動の実践のため、議員の皆様も含めた地域の皆様、保護者の皆様には、引き続きご協力を賜りたいと考えておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 嶋崎議員の今後のポストコロナにおける学校運営について、教育長答弁を補足してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この秋に実施及び予定されている運動会につきましても、学年を分けて競技を行うなど、従前に実施していたような形までには戻っておりません。そのため、保護者の参観や来賓のご招待なども制限せざるを得ない状況です。また、文化祭等、他の行事につきましても、オンライン配信のみで実施する学校もあります。その点については、学習指導要領に明示されている「社会に開かれた教育課程」が完全に実現しているとは言えず、何とかこの事態を解消したいと考えているところです。

今後は、学校・園との協議の下、感染症対策にさらに留意しつつ、卒業式や入学式の式典の実施に向け、各校・園の状況に応じ、徐々に学校公開などの各種行事へ地域や保護者の皆様をご参会いただけるよう、学校・園と協議、検討を進めてまいります。いずれにいたしましても、学校・園が地域の人的、物的資源を直接、間接に活用した教育活動が充実し、真の「社会に開かれた教育課程」が実現できるよう、教育委員会としても積極的に取り組んでまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 嶋崎議員のご質問のうち、第8波に向けたイベント等での新型コロナウイルス感染防止対策及び区民健診事業のDX化について、お答えいたします。

まず、イベント等での感染防止対策における区の方針について、お答えします。これまで2年と9か月続いたコロナ禍により、外出控えや自宅で過ごす時間が長くなり、運動や人との交流の機会が減少したことから、コロナフレイルや認知症など、心や体の健康への影響が懸念されています。社会や人とのつながりを取り戻すためにも、地域交流のイベントなどは継続的に実施していくことが必要であります。

夏のイベントの際には、感染症専門医のアドバイスを受け、事前の周知やイベント中の啓発、終了後に患者が発生した際の対応などについて、イベントを行う各町会や団体などに対して、出張所を通じて、実践的な感染防止対策を講じてまいりました。

今後につきましても、感染拡大第8波に備え、感染防止と地域活動イベントとの両立に向けて、これまでのコロナ禍における教訓と第7波での経験を生かし、出張所や医師会などと連携して、町会などの団体に対して、換気やマスク着用のタイミングなど、要点を押さえた感染防止の支援を実施してまいります。

次に、区民健診事業のDX化について、お答えいたします。現在、区民健診、区民歯科健診、

がん検診等の各健診事業については、住民情報と連動した健診システムにおいて、データ管理を行っています。健診事業のデータ活用の推進は、体の健診については、今年度、東京都健康長寿医療センターと連携し、データ活用の取組を始めました。また、歯科健診データについては、今後、区内に3つの歯科大学がある地域特性を生かし、歯科医師会と連携し、健診データの分析、調査研究に取り組んでまいります。こうした取組を進めていく中で、区民健診のDX化についても検討してまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 嶋崎議員の地域に寄り添ったまちづくりのルール構築についてのご質問にお答えいたします。

区は、これまで定住人口の回復に向けた住宅供給のみならず、公共施設整備や環境・エネルギー対策、災害対応など、まちの課題解決を図りながら、まちづくりを進めてまいりました。まちづくりを進めるに当たって、事業等の検討段階から様々な意見があることは、議員ご指摘のとおりでございます。区に住み、働き、学ぶ人々の増加に伴い、人々の考え方や価値観も多様化している中、地域の共感を得られるようなまちづくりを推進するためには、合意形成の図り方もさらに工夫が必要になると認識をしております。そのため、今年度、多様な意見を交換し、地域の共通認識を築くまちづくりの合意形成の在り方及びその実現に向けた仕組みとしてのまちづくりプラットフォームについて、検討を進めております。

また、一定規模の再開発におきましては、交通量計画や風環境、環境負荷低減などの地域周辺にもたらす影響の事前調査、評価予測を実施しているところですが、事業完了後の調査や評価予測の結果も検証するために、事前・事後評価の検討に着手することといたしました。

こうした取組を今年度より進めてまいります。その先の具体の取組として、議員ご指摘の事業者に対して、地域における検討段階からの議論、内容を継承し、運営、マネジメントしていくことを手法の1つとして位置づけるということも検討が必要であると考えております。今後、合意形成、事前・事後評価の進捗状況を見据えながら、制度構築の検討を進めてまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 嶋崎議員の令和3年度決算と新たな基本構想を見据えた予算編成等に関するご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、令和3年度決算に関するご質問についてでございます。令和3年度一般会計決算は、ご質問にありましており、近年においても低い執行率と多くの不用額が生じております。款別の執行率といたしましては、総務費の66.2%が最も低く、不用額としましては、子ども費の28億円余が最大となっております。この要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせた事業が多数あること、また、同様の理由によって、想定した申請実績に至らなかった事業や当初予定まで進捗しなかった事業があること、あるいは、入札結果により契約差金が生じたことなど、様々な要因があり、結果的に執行率が低下し、不用額が生じたものでございます。また、法令等に基づきまして、着実に実施している経常的事業予算につきましては、不用額が少ない傾向にあり、施設整備工事や財産購入などの投資的事業予算において、多額の不

用額が生じております。昨今の建築資材高騰の影響により、来年度予算における工事経費の積算は大変難しい状況になっております。その積算手法や予算計上の必要性を十分に検討し、令和5年度予算の適切な編成に努めてまいります。

次に、新たな基本構想を見据えた予算編成と行政評価制度に関するご質問にお答えいたします。

まず、予算編成についてですが、新たな基本構想の下では、これまでの基本計画に代え、基本構想に掲げる分野別の「めざすべき姿」ごとに、「将来像に向けた方針」を定めることとしております。この「将来像に向けた方針」は、毎年の予算編成の際、その時々課題に対し、「中期的な取組みの方針」と「具体的な取組み」を示すもので、一度定めた方針も、毎年の予算編成の際に、社会状況等の変化に応じた見直しを可能としております。このことにより、新たな取組の必要が生じたときは、そのタイミングで基本構想との関係を明らかにしつつ、機動的かつ計画的な行政運営を実現できるものと考えております。令和5年度予算は、こうした考えの下、新たな基本構想を見据えて編成してまいります。

次に、行政評価制度についてですが、行政評価制度は、行政の活動を客観的に評価、検証し、その結果を行政活動の改善に結びつける仕組みです。議員ご指摘のとおり、区政の透明性の確保や効率的、効果的で質の高い行政運営の実現に寄与するものと認識しております。しかしながら、これまでの評価制度を継続した場合、施策の内容、特性によっては、進捗に大きな変化が見られず、形式的な評価になったり、職員の負担が区民サービスの充実という本来の目的につながらなくなったりするなどの懸念がございます。このため、新たな基本構想の下での評価制度につきましては、適切な実施時期を見据えつつ、制度に内在する諸課題への対応や簡素で効果的な手法の確立に向けて、取り組んでまいります。

〔デジタル戦略担当部長村木久人君登壇〕

○デジタル戦略担当部長（村木久人君） 嶋崎議員のご質問のうち、情報セキュリティ体制についてのご質問にお答えいたします。

区では、情報セキュリティに関する重要事項を決定する全庁的な組織として、副区長を委員長とした情報セキュリティ委員会を設置しています。また、情報事故に至る可能性がある出来事、情報セキュリティインシデントに対して、いち早くその兆候を捉え、注意喚起し、事故が発生した場合でも迅速な対応を行い、被害の拡大を防ぐことができるよう体制を整え、特に重大な情報事故が発生した場合には、CSIRTという形の運用を立ち上げ、状況の把握と分析、対応計画の策定、対応と抑制措置、関係機関等の調整など、速やかな対応ができるよう、情報セキュリティポリシーを近く改定いたします。また、セキュリティポリシーにおいては、業務委託と外部サービス利用の際の遵守事項を定め、職員に周知を図ることにより、ご指摘の尼崎市における情報事故のようなことがないようにしています。

DXを推進し、デジタル社会にふさわしい区民サービスを展開するためには、個人情報保護や情報セキュリティについての適切な対処により、区民からの信頼を維持、構築することが不可欠です。区では、あらゆる領域が潜在的に危険であるというゼロトラストという考え方にに基づき、情報セキュリティ監査や研修体系、内容についても見直すなど、さらなる情報セキュリティ対策

に努めてまいります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

日本共産党区議団を代表して、12番木村正明議員。

〔木村正明議員登壇〕

○12番（木村正明議員） 私は、日本共産党区議団を代表し、質問いたします。

台風14号は、各地に大きな被害をもたらしました。政府に対し、被災者支援と復旧に万全を期すことをまず強く求めたいと思います。

質問に入ります。

岸田内閣が9月27日に強行しようとしている**安倍元首相の国葬問題**についてであります。

最大の問題点は、国葬の強行が憲法違反だということです。第一に、憲法14条が規定する「法の下での平等」に反します。なぜ安倍元首相のみを特別扱いにして、国葬を行うのか。時の内閣や政権党の政治的思惑、打算によって、特定の個人を国葬という特別扱いをすることは、憲法の規定する平等原則と相入れません。第二に、憲法19条が保障する「思想及び良心の自由」に反します。岸田首相は、8月10日の会見で、国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式と述べました。我が国は国民主権の国であり、国全体というのは国民全体になります。それは、国民に弔意を強要することになりかねません。第三は、財政民主主義に照らしてです。憲法第83条は「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」とし、85条は、「国費を支出する」には、「国会の議決に基くことを必要とする」と述べています。国会での議決もなしに、憲法違反の国葬に多額の血税を使うことは、財政民主主義にも反します。

今、反社会的カルト集団、統一協会と政治家との癒着に対する国民の怒りが急速に広がっています。そうした中、政府自民党は、統一協会と関係を絶つとの方針を明らかにしました。安倍元首相は、統一協会と最も深い関わりを持った政治家の一人です。国葬の強行は、政府の方針とも矛盾し、癒着関係をも免罪することになります。

このように、国葬は憲法違反であり、強行すれば、日本の民主主義を破壊します。中止を国に働きかけるべきではありませんか。強行された場合、区長は出席しないこと、区としても関わらないことを求めます。また、区職員や学校等の区の施設に対し、黙祷や半旗の掲揚など、弔意を要請しないことを求めるものであります。答弁を求めます。

次は、**物価高騰からくらしと営業を守る施策**についてです。（スクリーンを資料画面に切替え）

政府の物価・賃金・生活総合対策本部に内閣府が提出した資料は、低所得層が食費、光熱費がかさんで、消費を削らざるを得なくなっていると述べています。9月に値上げされる食料品は2,400品目、10月以降はさらに約7,000品目が値上げとなり、家計では1年後に5%以上の

物価上昇も予想されています。

物価高騰には、2つの要因があります。1つは海外要因です。新型コロナ禍から世界経済が回復してきたことに加え、ロシアのウクライナ侵略がエネルギーや穀物価格の上昇に拍車をかけました。（スクリーンの資料画面を切替え）

いま一つは、国内要因です。内閣府の資料は、「輸入物価は原材料価格上昇と円安進行を要因とした上昇が続く。円安の影響は7月時点で、全体の上昇の5割程度を占めている」と述べています。物価上昇の半分は円安の影響だといいます。では、その円安を招いたのは誰なのか。アベノミクスの異次元の金融緩和ではないでしょうか。しかし、岸田政権は、今なお、異次元の金融緩和を見直そうとしていません。事実上、物価高を放置しています。（スクリーン表示を元に戻す）このように、物価高騰の大きな原因の1つがアベノミクスの失政にある以上、政治には暮らしと営業を守るための最大の支援を行う責務があります。

最大の物価高騰対策が消費そのものへの支援となる消費税の減税です。（スクリーンを資料画面に切替え）世界では既に96の国・地域で、コロナ危機での生活支援として付加価値税（消費税）の減税を実施しています。日本でも消費税減税を実施せよと、都心から国に対して発信すべきではないでしょうか、答弁を求めます。

次に、小規模事業者支援についても伺います。（スクリーンの資料画面を切替え）

先ほどの内閣府の資料は、大企業は円安によって利益を過去最高水準に増やす一方、中小企業は原材料価格の高騰を売上げに転嫁できず、収益を悪化させていると述べています。政府のこの分析を踏まえ、小規模事業者への思い切った支援が求められています。（スクリーン表示を元に戻す）

さて、党区議団が実施している区政アンケートには、事業者からこんな声が寄せられています。コロナ関連の各種給付金が収益とみなされ、税金や保険料の増額に苦勞されているという事業者からのものです。ある方はこう言っています。協力金をもらったことで、物すごい税金と国保料でびっくりしています。支払いに頭を抱えています。また、別の方は、給付された協力金を強制的に返還させられているようだ。国は何をしてくれていたのかと思う。こう率直に述べていました。

都議会は、2020年12月、公認会計士から提出された「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金等の非課税を求める意見書に関する陳情」を採択しました。陳情書は、次のように述べています。「今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、申請事業者は、業況の大幅悪化により、大変な経済的困窮に陥っている。都の感染拡大防止の施策に協力した結果として、追加で発生した経済的負担を少しでも軽減する目的で支給される給付金や協力金にまで課税するのは、その効果を減殺させるだけでなく、一般の都民感覚にもそぐわない」。こういう陳情内容でありました。この指摘は、飲食店などを含む事業者にとっても、共通した思いなのではないでしょうか。

小規模事業者は、地域の経済社会や雇用を支える大事な存在です。消費者の多様なニーズに対応できるその小規模事業者の減少は、消費者のみならず、地域経済にとっても打撃となります。

コロナ感染拡大と物価高騰のダブルパンチで大変厳しい状況に置かれている小規模事業者への支援が、今、切実に求められています。

協力金等コロナ関連の給付金は、収益とは異なります。増税や保険料の増大で苦しむたくさんの事業者がいることを踏まえ、国に対して、課税対象外とするよう求めるべきではないでしょうか。また、物価高騰とコロナ禍の影響を受けている事業者に対して、区独自に家賃などの固定費補助を検討すべきではないでしょうか。併せて、答弁を求めます。

次に、**子育てと教育問題**です。（スクリーンを資料画面に切替え）

日本の子育て環境は国際的にも劣悪です。この表は、内閣府の少子化社会に関する国際意識調査です。「子どもを産み育てやすい国だと思うか」との問いに対し、日本国民の61%が「そう思わない」と回答しています。一方、スウェーデン国民の97%、フランス国民82%、ドイツ国民77%が「そう思う」、つまり、「産み育てやすい国だと思う」と回答しました。右の資料を見ると、日本では「そう思わない」という回答が増え続けていることが分かります。15年間で子育てしにくい国だと思う方が1割以上も増えました。（スクリーンの資料画面を切替え）

こうした現実の背景に何が考えられるでしょうか。1つが貧困なのではないでしょうか。左のOECDの資料では、日本のひとり親世帯の貧困率は約50%。35か国の中で2番目に多い数字です。子どもの貧困率は13.5%、約7人に1人の子どもが貧困ラインを下回っています。貧困の要因となっているのは、日本の家庭予算と教育予算の貧しさです。GDP比で、OECD加盟国の平均以下という深刻な現実があります。（スクリーンの資料画面を切替え）

左の資料は内閣府の資料です。各国の家族関係社会支出、つまり、児童手当、出産手当金、あるいは、就学援助など、家族を支援するために支出される現金、現物給付のことでありますが、これをGDP比で比較したものです。一番左が日本、ヨーロッパ諸国は日本の1.4倍から2倍の予算を家庭の支援に充てています。

右の資料は、GDPに占める教育への公的支出を比べたものです。赤ラインで示された日本は、OECDの中で最低クラスです。この支出の貧しさが、多くの若者を苦しめています。（スクリーンの資料画面を切替え）

これは、OECDの資料です。諸外国の大学授業料と公的補助、つまり、奨学金の水準を4つのモデルに分類したものです。日本は「高授業料・低補助」に分類されています。つまり、大学の授業料は高く、奨学金はお粗末という最も厳しい現実に日本の学生は置かれているわけです。

まさに、政治の責任は重大です。子どもを産み育てやすい社会に変えるために、国と自治体は総力を挙げて、子どもと教育のための予算を抜本的に増やす必要があります。（スクリーン表示を元に戻す）

我が党区議団は、その一環として、次の3つの事業を提案します。第一は、学校給食の無償化です。青森市は10月から市立小中学校の給食を無償とします。千葉の市川市も中学校と特別支援学校は来年1月から、小学校は来年4月から無償。東京では、葛飾区が来年度から区立小中学校などの完全無償化を発表しました。東京では初めてです。学校給食の無償化は、まさに1つの流れになりつつあります。憲法は、「義務教育はこれを無償とする」と述べています。学校給食

は教育の一環であり、千代田区でも無償化を進めるときではないでしょうか。

第二は、国保料の子どもの均等割の免除です。国保料均等割は、加入する家族が1人増えるごとに負担が増える人頭税のような仕組みです。千代田区では、基礎分3万7,800円、支援金分1万1,500円の計4万9,800円となり、子育て世帯にはとりわけ重い負担になっています。国は、4月から子どもの均等割の負担軽減を始めましたが、対象は未就学児だけで、補助も半額にとどまっています。子どもの均等割の免除は、子どもの貧困対策、子育て支援にもつながるのではないのでしょうか。

第三は、子どもの入院時食事療養費の助成です。入院したときの食事は治療の一環です。子どもが入院したときに、お金の心配なく、治療に専念できる環境整備は、自治体の大事な役割ではないのでしょうか。都心の千代田、港、中央、新宿の4区で、助成していない区は千代田区だけです。早期に助成開始を求めるものです。答弁を求めます。

最後は、**住宅施策**についてであります。

区政アンケートに寄せられた方の中から、4人の声を紹介します。1人目、民間賃貸住宅の家賃は高過ぎる。定年退職後は住み続けられない。知らないまちへの引っ越しも不安。区内転居時の家賃補助、公共住宅建設を希望する。2人目、ひとり親で生活が楽でないため、公共住宅に入りたいが、倍率が高く、なかなか当たらない。3人目、千代田区の家賃は高過ぎる。ひとり親の家で本当に困っている。子どもはやりたいことがたくさんあるのに我慢している。家賃補助などできる施策をしてほしい。最後の方は、賃貸住宅に住んでいますが、年金だけではとても生活が大変です。千代田区を離れたくありません。区営住宅を増やしていただきたい。こうした声であります。(スクリーンを資料画面に切替え)

区営住宅の抽せん倍率は、常に数十倍です。これではなかなか当選できません。区長は、こうした声をどうお聞きになったのでしょうか。区民の願いに応える住宅施策を進める指針は、憲法であり、住宅基本条例です。条例は、「全ての区民が人間として尊重され」、「それぞれの世帯に応じた良質な住宅の確保」と目標を定めています。(スクリーン表示を元に戻す)

ところが、前定例会で家賃助成について質問した際、次のような答弁がありました。居住の確保は、それぞれの世帯に応じた自助努力を基本とするとの答弁です。言われるまでもなく、区民は、自分の力で住宅を探しています。問題は、住まい探しも限界になりつつあることです。そこには、政治の影響が色濃く表れています。

2000年以降、国際競争力の強化が叫ばれ、国や都は都心区に対して、日本の政治、経済、文化をリードする中核としての役割を担わせてきました。(スクリーンを資料画面に切替え)その結果、この15年間で、(スクリーンの資料画面を切替え)千代田区内のマンション棟数は1.46倍に(スクリーンの資料画面を切替え)、延べ面積は1.87倍も増えました。大事なことは、この過程で、庶民の手が届く賃貸マンションが徐々に姿を消していったことです。(スクリーンの資料画面を切替え)

そのときに、千代田区はどのような施策を取ったか。2005年3月に改訂した第二次住宅基本計画は、区の住宅施策を3つの視点から見直しました。第二次住宅基本計画、その1つが3番

目にある直接供給型の住宅施策から民間市場の活用による住宅施策への転換、つまり、公共住宅の供給路線からの撤退だったわけであります。

同時に実施したのは、高齢者等を対象にした家賃助成事業の縮小でした。中でも、最大の問題は、助成期間をそれまでの公営住宅等へ入居できるまでの支援から最大5年で打ち切ることに短縮したことです。住まいに困窮する世帯が増えるのも当然です。区がこれからも住宅供給を市場原理に委ね、特別の手だてを取らなければ、低所得世帯は千代田区に住み続けられなくなるでしょう。（スクリーン表示を元に戻す）住まいは生活の基本であり、生存権の土台であります。この立場から4つの施策を求めるものです。

1つ、民間マンションを借り上げ、公的住宅として提供すること。年内に転居を求められている80代の方は、転居先が見つかりません。高齢を理由に仲介の労を取ってくれる業者自体が少なく、高齢者の住まい探しはまさに困難を極めます。仲介業者を何軒も歩いて回る高齢者の気持ちに、ぜひ、区長には寄り添っていただきたい。この厳しい現実には、人権上からも放置できません。民間住宅を借り上げ、低家賃の公的住宅として提供する制度を早急に検討していただきたい。

2つ目、家賃補助制度を、区営住宅の入居資格を持つ世帯を対象にしたものに抜本的に拡充することです。現行の居住安定支援家賃助成は、所得や、あるいは、明渡しを求められているなどの一定の条件を定めています。こうした要件が、家賃補助の高い区民ニーズがありながら、利用世帯が20世帯弱にとどまる要因になっているのではないのでしょうか。公営住宅の入居者と、何度申し込んでも当たらない世帯との不公平さを少しでも是正するためにも、居住安定支援家賃助成を、区営住宅の入居資格を持つ世帯を対象にしたものへ抜本的に拡充することを求めるものであります。

3つ目、高齢者向け優良賃貸住宅、いわゆる、こもれび居住者への家賃補助額に区独自の上乗せを求めます。こもれびに住む80代の方は、年金を上回る家賃等の不足分を、毎月、預金で補填していました。この預金も残り少なくなってきました。しかし、公営住宅、高齢者住宅にはなかなか当たりません。住まいを失うのではという不安から、夜、眠れなくなり、心労で入院されました。この方だけではありません。少なくないこもれび居住者が家賃負担の軽減を切に望んでいます。区独自に家賃補助額の増額を求めるものであります。

4つ目、家賃補助や借上げ等の安定した財源確保策として、新たな基金の創設を提案します。住まいは人権です。人権は、予算の多寡や行政都合で左右されるものであってはなりません。民間住宅の借上げや家賃補助など、住まいに困窮する人たちへの継続的支援の財源的保障として、新たな基金の創設を求めるものであります。

以上、四つの柱で質問いたしました。住民の皆さんが住み営業が続けられる、そんな展望を見いだせる答弁を期待し、質問を終わります。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 木村議員の安倍元首相の国葬に関するご質問について、お答えいたします。

安倍元首相が暴力により凶弾に倒られたことにつきましては、全会一致をもって決議をなさ

れた区議会の皆様と私も同じ思いであり、このたび実施される国葬儀に当たり、改めて哀悼の意を表します。

ご質問の国葬儀に関しましては、国の決定により執り行われるものであり、区として、その可否を述べる立場にはございません。

次に、国葬儀への出席に関するご質問ですが、先日、国から私宛てにご案内が送られてきたところです。国葬儀への出席につきましては、国の正式な儀式であることから、公務に支障がない限り、参列する予定でございます。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 木村議員の子育てと教育に関するご質問のうち、子どもの入院時食事療養費の助成について、お答えいたします。

本区では、0歳から18歳までの子育て支援を継続的に行うため、独自の取組として、出産に係る経費の一部助成としての誕生準備手当をはじめ、国の児童手当に加え、保護者の所得による制限を設けず、高校生相当年齢まで対象を広げた次世代育成手当を支給しております。また、医療費の助成につきましても、高校生まで対象を広げ、保護者の所得による制限を設けず、入院費用だけでなく通院費用も助成対象とした支援を行っております。

こうした取組により、子育て世帯への経済的負担を軽減するための総合的な支援を行っており、ご質問いただきました子どもの入院時食事療養費の助成につきましては、当面実施する予定はございません。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 木村議員の学校給食の無償化についてのご質問にお答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法の定めにより、給食を運営する経費は設置者である区が負担、それ以外の食材費等の経費は保護者負担となっております。区では、平成29年度から全児童・生徒の保護者を対象に補助を行い、保護者負担の軽減を図っております。また、昨今の食材等の価格高騰により、給食の質を落とすことのないよう、一食当たり30円の補助に15円増額することで、保護者負担は据え置くこととしております。今般、その経費についての補正予算を本定例会に提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

議員ご指摘のように、日本国憲法第26条には、「義務教育はこれを無償とする」とされておりますが、当然ながら、学校給食法等の関連法令は憲法を犯すことなく定められていることから、本区においても、それに従い、対応するものと認識しております。したがって、現在のところ、学校給食費の無償化は考えておりませんが、総合的な子育て・教育施策の充実については、本区として主体的に判断してまいります。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 木村議員の国民健康保険料に関するご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、被保険者全体の相互扶助で支えることを基本とし、その保険料は応益負

担である均等割と応能負担である所得割で構成されています。これまでも低所得世帯に対して、均等割保険料の軽減措置が講じられるなど、被保険者の置かれた状況を踏まえ、様々な改正がなされています。令和4年度には、子ども・子育て支援を拡充する観点から、未就学児の均等割保険料が5割に軽減されました。また、本年7月と8月には、特別区長会において、子育て世帯の経済的負担をさらに軽減するため、その対象や軽減割合の拡大について検討するよう、国及び東京都に対して、要望書を提出したところでございます。

区は、これまでも次世代育成手当やこども医療費助成など、様々な子育て支援策を通じて、次代を担う子どもたちの健全育成に努めております。今後も引き続き、国や東京都の動向、区の諸施策等を踏まえ、保険者としての取組を推進してまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

まず、消費税減税に関するご質問でございます。税制につきましては、社会経済状況の変化等を踏まえ、毎年度、その時々課題を中心にご議論、ご審議がなされた後、立法手続が取られております。したがって、この内容につきましては、今後とも、国政の場におきまして、十分にご議論がなされるべきものと認識しております。

次に、新型コロナ関連の給付金についてのご質問でございます。給付金の課税、非課税措置につきましては、制度設計の時点で様々に検討がなされた後、それぞれ法律によって規定されたものと認識してございます。

次に、小規模事業者を対象とした固定費補助のご質問でございます。新型コロナウイルス感染症及び物価高騰による経営環境の変化や困難、脅威に対して、柔軟に適応することが重要であると考えております。本区は、これまで専門家による経営相談窓口を設置し、企業課題を経営者と共有しながら、区内中小企業事業者の個別の状況を踏まえて、持続的な成長をご支援申し上げております。

また、8月22日からは、区内小規模事業者を対象といたしましたチャレンジ・チェンジ小口応援補助金の申請受付を開始いたしました。ご案内のとおり、この制度は、経営相談を前提といたしまして、新たな取組に対する経費の一部を補助するものでございまして、厳しい環境の変化に対応した自社の成長等のための取組にご活用いただいているところでございます。このような取組を踏まえまして、ご提案の固定費補助という手段よりも、地元の身近な相談窓口として、中小事業者の皆様方に寄り添いながらのご支援を継続してまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 木村議員のご質問のうち、住宅施策についてお答えいたします。

民間住宅を借り上げ、低家賃の公的住宅として提供できる制度の検討についてのお尋ねがございました。本区の区民1人当たりの公共住宅の戸数は、23区平均の5倍以上となっており、際立って充実しております。こうした中、第3次住宅基本計画では、区の住宅施策の基盤である区営住宅の供給戸数水準を今後も維持し、特に、昭和期に建設した区営住宅の建て替えに向け、耐

震性、防犯やプライバシーへの配慮、バリアフリー対策など、質を高めた居住環境の確保に向けた取組を計画的に推進することとしております。また、計画の中で、借上げ型区民住宅は、定住人口の確保という所期の目的を果たしたことなどから、借上げ契約期間満了をもって終了するところとあります。高齢者の住まい探しについては、他自治体の状況を確認しながら、福祉部門と連携した居住支援協議会の中でも引き続き研究をしております。

次に、家賃補助制度の拡充のお尋ねがございました。現在、高齢者、障害者、ひとり親世帯で世帯所得が著しく減少した方、賃貸住宅の退去を求められた等の事由がある方等のために、居住安定支援家賃助成として上限月額5万円、最長5年間の助成を実施しています。この制度の対象を区営住宅の入居資格を持つ世帯に拡大してはとのご提案ですが、区営住宅の入居資格世帯所得基準の上限額は、世帯数で変動いたしますが、408万8,000円となっております。この所得未達の全区民を助成の対象とすることとなると、多額の財政負担が想定され、拡充には様々な議論があるものと認識しており、他の自治体の動向も含め、慎重に研究をしております。

次に、高齢者優良賃貸住宅居住者への家賃補助の上乗せについてのお尋ねがございました。いわゆる高賃貸住宅は、高齢者が安全に安定して居住できるよう、バリアフリー化や緊急時対応サービスを備えた民間の優良な賃貸住宅を供給するものであり、現在、区内に8か所、8施設ございます。家賃については、入居者の所得に応じて、その一部を期間を限定せずに減額し、月額4万円を上限に助成しています。現在実施している居住安定支援家賃助成や高齢者等安心居住支援家賃助成といった家賃助成制度は全て助成期限を定めており、高賃貸の助成は手厚いものになってございます。

一方で、物価の高騰やコロナ禍の影響等、社会経済情勢の変化に合わせて、高賃貸のみならず、家賃助成制度自体がどうあるべきなのか、国の動向や他の自治体の状況も踏まえながら、引き続き研究をしております。

新たな基金の創設に関するお尋ねがございました。令和4年度における区営・区民住宅等の管理及び住宅整備に要する経費は約8億8,000万円余であり、前年度とほぼ同額となっております。そのうち、6億円余は特定財源で賄っているため、残りの2億円余が一般財源となっております。また、区営住宅を含む(仮称)四番町公共施設整備に関する経費は、社会資本等整備基金からの繰入れを行う計画であり、安定した財源を確保しております。

ご答弁申し上げましたとおり、家賃助成の在り方について、今後、研究してまいります。現時点で、財源として、新たな基金の創設は考えてございません。また、生活困窮者に対する家賃助成等による居住確保に向けた普遍的な仕組みについては、雇用政策と併せ、社会保障施策として、国において検討をされるものと認識をしております。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長(古田 毅君) 木村議員の安倍元首相の国葬に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

このたびの国葬儀に対しましては、本区が国葬儀の会場に設定されていること、また、区役所本庁舎が国の合同庁舎と合築であることなども踏まえまして、本庁舎において半旗を掲揚する予

定でございます。

なお、区職員等に対し、黙祷などの弔意を示すことを要請する予定はございません。

〔木村正明議員登壇〕

○12番（木村正明議員） 再質問いたします。

展望が見える答弁、全くなかったので、ちょっと再質問の話題が多いんですけども、ちょっと時間の限り、させていただきたい。

まず、国葬問題です。区長は、区の代表です。その区の代表が参列をするということは、区民の中には様々な意見があり、分かれていますので、反対だという区民の内心の自由を侵すことにならないか、これを伺っておきたい。

それから、住まいの問題、ちょっと伺います。これは、決算でもまたいろいろ詳細にやると思うので、1点だけ伺っておきます。

家賃助成の問題なんです。これは、先ほど所得基準で相当な対象が増えるというお話でしたけれども、その中には、持家の方もいらっしゃいますから、実際に区営住宅に申し込んでいる世帯というのは、大体100世帯前後ですよ、毎回。決して所得でなく、実際に申し込んでいる世帯で対象に考えれば、べらぼうに増えて大変だということはないと思うんです。その辺、実態を見て、対象者拡大、改めてご検討いただけないか、これが2つ目です。

それから、3つ目、入院時の食事療養費の問題です。千代田区は手厚く総合的な支援を行っている。実際、18歳まで医療機関は無料です。しかし、来年4月からは、23区全て、子ども医療費が無料になるわけですよ。23区調べたけれども、12区はもう入院食事費は全部助成していますね。助成の対象にしています。出産準備手当、確かに千代田区独自の制度があるけれども、子どもが入院したときに備えてためておく世帯というのは、まず、ないでしょうから。やはり子どもが、最愛の子どもが入院したときに、せめてお金の心配なく、治療に専念できる環境というのは、これはやはり自治体の責務じゃないでしょうか。国の言いなりになる必要はありません。国が保険から外したから、千代田区も外す。助成の対象から外す。（ベルの音あり）こういう姿勢、私は改める必要があるんじゃないだろうかというふうに思います。

最後に、小規模事業者への支援です。政府も、この物価高騰で、それを転嫁できずに、多くの事業者が困っていると、収益が悪化していると述べています。収益を悪化させている物価高騰は、アベノミクスの失政の結果ですよ、半分は。だとしたら、政治の責任でその物価高騰分をサポートするのは当たり前じゃありませんか。国のつくった臨時交付金で、地方再生臨時交付金、これをこういった形で、小規模事業者に手当てしていくのが、これは政治の責務です。そういませんか。改めて答弁を求めます。

以上です。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 国葬儀のこの是非、可否については、様々議論があろうかと思えます。区といたしましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。ただ、一方で、現実として、千代田区は会場開催地に設定されたわけでありまして。そうしたことから、まず、何よりも私たち

が考えなければならないのは、基礎的自治体として地域住民の安全、また、その日の円滑な区民サービスが維持できるかといったことが重要だと考えています。当日は、交通規制も大規模なものが想定されます。また、会場付近には、参列者の方々を含めて、多数の皆さんが集まることが想定されますし、また、様々なことも起こり得ると想定されます。その意味においては、千代田区としては、区民の日常生活等に混乱や危険が生じないように、しっかりと対応していくことが肝要であろうと、そのように考えております。

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 木村議員の再質問にお答えいたします。入院時食事療養費の件です。

我々千代田区としましては、基礎的自治体としてできること、これはすなわち包括的に使える補助という形で子育て世代を支援するという一方で、児童手当の国基準からの上乗せ、高校生までの拡大ということで、こちらの部分を包括的に、この食事療養費に限らず、様々な子育て支援になるような形で手当てをしているというのが現在の区の考え方でございます。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 木村議員の小規模事業者への支援に関する再質問にお答え申し上げます。

私ども地域振興部商工観光課の窓口におきましては、日々、中小企業診断士による無料の相談窓口を設置いたしまして、様々なご相談に応じております。日々、今回のご指摘のような、コロナあるいは物価高騰、そういった経営環境の変化によるご相談に応じながら、ご支援をさせていただいております。引き続き丁寧に対応してまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 木村議員の住宅施策に関する再質問にお答えをいたします。

家賃助成の拡充についてでございますけれども、千代田区には賃貸住宅に住まわれている方もたくさんございます。先ほど申し上げましたとおり、そういった世帯についても、先ほど述べました所得水準の中で同様に取り扱うということになりますと、財政負担、相当なものになると思います。それについては、様々な議論があると思います。また、第3次の住宅基本計画では、既存の区営住宅のストックを更新し、質の向上を図るということを柱にしておりますけれども、そういったことに重点を置くのか、家賃助成や、別途ご提案のありました借上げ型などのソフトに重点を置くのか、そういったことも含めて、しっかりと骨太の検討をする必要があるかなというふうに思っております。現時点では、ご提案については、実施する予定はございません。繰り返しになりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

公明党議員団を代表して、19番米田かずや議員。

〔米田かずや議員登壇〕

○19番（米田かずや議員） 令和4年第3回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表して質問させていただきます。

初めに、令和3年度決算と来年度予算についてお伺いいたします。

令和3年度予算は、「コロナに打ち克ち、千代田の新時代を築く」という基本姿勢を打ち出し、コロナ感染症対策を最優先で取り組み、子どもに関する取組、高齢者に対する取組や東京オリンピック・パラリンピックに合わせた障害者スポーツ体験など、様々な分野で積極的に展開されたと、一定の評価をしております。また、財政面に関しては、財政指標などを見ると、財政力指数や実質収支比率、経常収支比率など、健全な状態であると認識をしております。ただ、執行率が極端に低かった事業などの様々な課題も多々あったと思います。

そこでお伺いいたします。令和3年度決算を総括し、現状と課題をどのように分析したのかをお聞かせください。また、今年度の事業執行や来年度の予算編成に当たり、どのように反映させていくのかをお聞かせください。

令和5年度予算編成においては、従来の子育てや高齢者対策などへの活用以外にも、複数年にかけて、精力的に進めていくDXやウォーカーブル、ゼロカーボンといった各種施策に加え、今後のコロナ対策にも必要に応じて基金を活用する可能性は高いと考えます。コロナ危機という不測の事態が継続していることを踏まえると、基金を有効に活用していくことは大変有意義で重要であると思います。区を取り巻く環境が短い間隔で大きく変化するコロナ禍において、将来を見据えた施策を着実に進めていくには、中長期的な視点を持つことが重要と考えます。

そこでお伺いいたします。区は、令和3年度もコロナ対策で度重なる補正予算を組み、多くの財政調整基金を投じてきました。いまだコロナの収束は見えず、ウクライナ危機や物価高など、今後も予想される厳しい財政状況の中での財政運営をどのように進めていくのか、ご所見をお聞かせください。

次に、障害児の放課後の居場所についてお伺いいたします。

日本で子どもの人口が減少する中、発達障害と呼ばれる子どもは増え続けています。2006年に発達障害児童数は7,000人余りでしたが、2019年には7万人を超えたとの報告がありました。本区も同様で、増えてきていると聞いています。本区では、障害の有無にかかわらず、安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めており、また、保護者の多様なライフスタイルにも応じた子育てができる環境を整え、施策を進めています。心身の障害や発達面が気になる場合は、就学前から小学校1年生までは、さくらキッズが発達に関する気がかりや心配なことの相談に応じ、支援しております。また、利用している保育園や幼稚園等の関係機関との連携を密に行い、児童の発達を支援してくれています。就学する際も、就学先などを検討する際の情報提供や必要な相談、支援を行っており、学校放課後の学童クラブも、たとえ、心身に障害があったとしても、可能な限り受入れをしてくれております。障害を持つお子様の保護

者にとって、心強い支援となっております。

ただ、保護者の心配がないわけではありません。フルタイムで両親共に働いている保護者にとって、障害児の現実的な放課後の居場所の課題が幾つかあると感じます。例えば、①学童クラブに入るに当たり、安心・安全に過ごすために必要な指導員を配置してくれるのか。また、知識を持った専門家からの支援が受けられるのか。②特別支援学校に通う場合、学校のバスを降りてから学童クラブまで安全に移動する手段の確保。③放課後等デイサービスは、区内に4か所のみであり、空き状況に関しても、毎日通えるものではないなどです。

そこでお伺いします。このような課題に対しての区の認識と、今後、どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

次に、子どもの眼の健康について伺います。

コロナ禍において、GIGAスクール構想が加速し、本区もいち早く取り組み、積極的に推進してきました。また、そのことが評価され、学校情報化先進地域に認定されました。そして、今後も、さらにICT教育が進化し、生徒や学校のニーズに合わせた支援ができることを期待しております。

しかし、一方で、児童・生徒1人1台端末の環境下で懸念されることは、子どもたちへの心身の健康面についてです。文部科学省の2020年度学校保健統計調査によると、裸眼視力1.0未満の児童・生徒は増加傾向にあり、小学校37.52%、中学58.29%と、いずれも過去最多となっているとしています。

学校現場では、GIGAスクール構想による1人1台端末の学びがスタートしております。また、文部科学省では、学習者用のデジタル教科書についても、紙の教科書のよさや役割を踏まえつつ、普及促進を図ることとしております。

これらの状況を踏まえ、文部科学省は4月に眼科医等の専門家と学校関係者による子どもたちの目の健康等に関する今後の対応についての意見交換会を行う懇談会が開催されております。この会合の冒頭の挨拶で、当時の文部科学大臣は、今年度、全国の学校で9,000人規模の大規模な近視についての調査を初めて行うことに触れ、「子どもの視力低下は、以前よりその傾向が見られるものの、学校のICT化により一層悪くなることがないように、最新の医学的知見に基づいた対応が極めて重要だと考えている。新たな知見が得られれば、速やかに学校関係者にお伝えしたい」との見解を示されています。

この30年ほどでパソコン、ゲーム機が普及し、さらに、一昨年は、各世帯でのスマートフォン保有率は83.4%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透し、かつてないほど近くを見る生活になっていますが、目の進化は時代の変化についていけないと言われております。また、そのことで近視になりやすいとの指摘もあります。

近視になることで、さらに深刻な病気のリスクが高まるおそれも指摘されています。まず、考えられるのは、視野が狭まる緑内障や網膜剥離などの目の病気のリスクです。緑内障は、目の奥の視神経が傷つくことで、視野が失われ、最悪の場合、失明に至る病気です。近視は、多くの場合、目の長さ、眼軸が伸びて起きると言われています。これまで緑内障は、眼球の中の圧力、眼

圧が高くなって、視神経が傷つくのが原因とされてきましたが、眼軸が伸びることで、視神経にダメージを受け、緑内障発症リスクにつながっているとのこと。最新の研究では、強度の近視による発症リスクは、緑内障が3.3倍、水晶体が濁る白内障が5.5倍、網膜が剥がれ、視野が欠けたりする網膜剥離が21.5倍とされています。さらに、近視などによる視力の低下が目と直接は関係なさそうな様々な病気と関係しているという研究も報告されています。

現在、文部科学省のホームページに端末利用に当たっての児童・生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表されています。児童用、生徒用として、それぞれにタブレットを使うときの5つの約束とともに、保護者用向けにご家庭で気をつけていただきたいことが明示されています。このような情報の活用と併せて、児童・生徒の日常生活においても、睡眠時間の変化、日常生活においても睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力低下の有無やその程度など、心身の状態についての状況把握を行い、児童・生徒と保護者が各家庭でしっかり健康管理ができるように取り組むことが重要と考えます。

そこでお伺いいたします。区として、これまで生徒・児童の目を守るためにどのように取り組んできたのか、お聞かせください。今後ますますICT化が加速する中で、先ほど述べたように学校と家庭が連携した健康管理が重要と考えます。本区として児童・生徒の目の健康予防を今後どのように取り組んでいくのかも聞かせください。

次に、**がん教育**について確認させていただきます。

毎年9月は、がん征圧月間です。国民病とも言われるがんについて、国では、がん検診率の向上を目指しており、本区においても力を入れており、がんに関するほとんどの検診を無料化するなど、区民をがんから守る対策を講じていることは評価したいと思います。

2016年12月に成立した改正がん対策基本法では、学校や社会でのがん教育の推進を明記。これを踏まえ、政府が18年3月に閣議決定した第3期がん対策推進基本計画で「地域の実情に応じて、がん教育の充実に努める」と記され、新学習指導要領にも盛り込まれました。また、文部科学省の第2期の基本計画を受け、がん教育の在り方について有識者会議などで検討を開始。14年度からモデル校での授業実施のほか、教材の作成、医療者やがん経験者ら外部講師活用のためのガイドライン策定などを進め、国や自治体では教職員らを対象に研修会も実施し、授業の質の向上を図っています。

がん教育の重要性について、東京大学大学院、中川恵一特任教授はこう語っております。「がんという病気は僅かな知識と行動で運命が変わる病気だ。もちろん、運・不運がないわけではないし、全てのがんを防げるわけではない。しかし、発症原因も分からず、根治治療も存在しない難病が世の中にたくさんある中で、がんは禁煙や節酒、適度な運動など生活習慣を見直すことでリスクを大幅に下げられる。今や、がんは全体で3分の2が治り、がん検診による早期発見・治療なら、9割以上が完治する。生活習慣を整えることと検診による早期発見が命を守る秘訣と言える。また、大腸がんは日本で一番多いがんだが、1年間に大腸がんで亡くなる人は米国とほぼ同数だ。米国の人口は日本の2.6倍でありながら、である。さらに、欧米ではがん死亡数は減少に転じているが、先進国では日本だけが増加の一途をたどっている。これも日本人にがんの知識

がないことが影響している。本来であれば命を守る上で必要なことは学校教育の中で教えていくべきだ。欧米では当然のようにがん教育を行っている。がん教育の目標は、1つはがんを正しく知るということであり、2つ目が健康や命の大切さをより深く認識できるようにすることだ。このため、国は医師やがん経験者を外部講師として活用することを推奨している。がん経験者や日々がん患者を診ている医療者の言葉は非常に重く、子どもたちの関心もより高くなる」。

また、子どもへのがん教育が親世代にも好影響を及ぼしているということについては、「私が中学生のがん教育を行ってきた自治体の1つに香川県宇多津町があるが、がん教育を行うことで大人世代の検診受診率が上がった。授業を受けた子どもたちが親に受診を勧めているということで、副次的なものだが大変重要な事実だ。私は、授業実施の事前・事後でアンケート調査を行っているが、事前調査では親と子どもでがんについて話すことはほとんどないものの、授業後は8割近くの子どものが授業の内容を親に話していた。これは中学校の教科書の中に、身近な大人に向けて、がんに対してどのように行動すればよいかアドバイスを考えてみましょうと記載されていることもあって、本来なら逆だが、全くがんを習っていない大人たちに対し、子どもたちがアドバイスをしている。間違いなく大人への影響もあるし、子どもたちが大人を守ることにつながっている。また、子宮頸がんの検診は20歳から対象となるため、子どもたちにとっても遠い将来のことではない。とはいえ、受診率は欧米の半分にとどまり、20代前半の受診率は低迷している。子どもたちに広くがん教育が浸透することで、若い世代の検診・受診率も向上するだろう」。

また、さらに、質の高い授業を行う上で大切な視点については、「学習指導要領の中では、保健体育の授業でがん教育を行うことになっている。保健体育といっても、体育が中心で保健が軽視される風潮があるように思う。自治体や学校ごとに温度差があってはならない。保健体育の先生に意識を持ってもらい、まずは授業時間を確保してほしい。学校によっては、道徳や総合学習などの時間に行うこともあるだろうが、授業の内容としては理科にかなり近い。理科の先生にも教科横断的な取組として参加してもらおうのも一案だ。また、授業を担う側としては、子どもたちの中に、小児がんの当事者や治療中の家族、身近な人をがんで亡くしている場合などを想定して配慮することも重要だ。私も、つらくて聞けない場合は無理して聞かなくてもいいということは必ず伝えている。配慮をしていることを子どもたちに理解してもらおうのが大事だが、過剰に配慮する結果、本来受けられる教育が受けられないとなれば不公平につながる。バランスを見極めて行っていただきたい」と、がん教育の重要性について語っており、これからますます重要になってくると指摘しております。私もがん教育の重要性について本会議で取り上げさせていただき、外部講師を招いての授業を検討するなどの前向きな答弁を頂きました。

そこでお伺いいたします。その後のがん教育を学校でどのように取り組んできたのか、お聞かせください。その中での成果と課題、また外部講師を招いての授業や講演を区内の全小中学校で行うことを検討していただいていた現在の進捗状況も併せてお聞かせください。

近年、日本でも食文化が欧米化してきたことなどが原因で、高齢の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増えてきています。国立がん研究センターが2018年にまとめた統計によると、前立腺がんと診断された男性は約9万2,000人、膀胱がんは約1万7,500人と発表

されています。前立腺は排尿の際の基点として大きな役割を担っています。そのため、前立腺がんと発症し本来の前立腺の機能を果たせなくなると、排尿障害を引き起こしてしまいます。また、膀胱は腎臓で生成された尿をため込んでおり、一定の量までたまると尿道を通過して排尿されます。しかし、膀胱がんになってしまうと、膀胱の内側に腫瘍ができてしまい、頻尿や血尿などの症状を引き起こします。たとえこれらのがんを手術により摘出したとしても、失禁症や頻尿などの症状は残ると言われており、また手術後は頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなり、時には我慢できずに漏らしてしまうようになります。そのため、手術を受けた男性は、おむつや尿漏れパッドをはいて過ごすことで対応するのが一般的で、尿漏れパッドを着用する人が増えております。ところが、男性用の個室トイレにはほとんどごみ箱がないため、使用した尿漏れパッドの捨て場所に人知れず苦労している男性が多いと伺いました。このような声を受け、最近多くの自治体が男性の個室トイレにサンタリーボックスの設置を行ってきております。

そこでお伺いたします。本区の区有施設には相当数のトイレが存在しますが、例えばこの本庁舎の男性用トイレ内には、ごみ箱やサンタリーボックスの設置状況はどうなっているのでしょうか。もし、まだ未設置でしたら、尿漏れパッドが捨てられるようなサンタリーボックスを、男性用トイレの個室にも設置していくべきと考えます。まずは本庁舎の男性用個室トイレに設置してはいかがでしょうか。そして、本庁舎だけでなく、他の区有施設にも設置を進めていくとともに、そのことを区内にも広く周知し、民間の施設にも設置を働きかけるなど、区として率先してこの課題に取り組むべきと考えます。ご所見をお聞かせください。

最後に、**プレコンセプションケア**についてお伺いたします。

昨年2月、閣議決定された成育医療等基本方針において、男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備を図るとの方針が示されました。コンセプションとは妊娠、プレコンセプションとは妊娠前という意味です。世界保健機構の定義によるプレコンセプションケアとは、妊娠前の女性とカップルに、医学的、行動学的、社会的な保健介入を行うことということで、妊娠の計画の有無にかかわらず早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の生活や体への意識を高めるとともに、自らの健康のみならず次世代の健康の保持及び増進を図り、国民全体の健康を向上することを目的としております。

プレコンセプションケアは、妊娠を計画している女性だけでなく、全ての妊娠可能年齢の女性にとって大切なケアです。10代の思春期の頃からプレコンセプションケアをスタートするとよいとされています。ヘルスリテラシーを高めることが目的で、プレコンセプションケアを行うことで、健康になる、生活習慣を変え、生活の質を高めると言われております。プレコンセプションケアにより、妊娠・出産をより安全に迎えることも目的ではありますが、それだけではない、100年時代と言われる長い人生を、女性が生き生きと過ごす土台づくりに役立つと言われております。

現在、日本では、性感染症の増加、女性の低栄養、痩せ問題による低出生体重児の増加、初婚・初産年齢の高齢化による不妊治療の増加、月経回数の増加による女性特有の疾病増加など、

プレコンセプションケアの必要性が注目されております。

そこでお伺いします。本区において、プレコンセプションケアについての認識と、これまでの取組についてお聞かせください。特に学童期、思春期は、生涯を通じた健康に関する正しい知識を身につける重要な時期であり、学校教育にもプレコンセプションケアの視点を取り入れた健康教育を実施し、子どもの頃から自分の体や心の健康、ライフプラン等について考えるきっかけになるよう取り組むべきと考えます。ご所見をお聞かせください。

福岡市では、プレコンセプションケアとして、自身の妊孕性を調べるための血液検査費用の助成や医療相談をはじめ、体の状況をよく知り、健康な生活習慣を身につけるきっかけづくりを目的に実施しております。年齢に伴う妊孕性の低下など、漠然とした知識はあっても、将来安全な妊娠・出産に取り組むための自分らしいライフプランやキャリアプラン等について具体的に考えられるほか、医師から健康づくりのアドバイスが受けられます。

そこで、本区においても、自分の健康と向き合い、将来設計に役立てることができる相談体制と妊孕性等を検査する費用の補助などを検討してはいかがでしょうか。そして今後は、男女問わず区民一人一人の生涯の健康づくりや、次世代の健康の保持及び増進のためにも、プレコンセプションケアについて区の健康づくりサポートプランに明確に位置づけてはいかがでしょうか。また、区報やホームページの掲載、東京都福祉保健局が作成したチラシ等を婚姻届出窓口や成人式で配布、講演会の実施や女性健康週間での活用など、広く周知に取り組んではいかがでしょうか。併せてご所見をお伺いいたします。

以上、公明党議員団としての質問をさせていただきました。区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 米田議員の令和3年度決算と来年度予算に関するご質問にお答えいたします。

初めに令和3年度決算の総括と分析についてですが、令和3年度は、区民の命と健康を守ることを最優先に、不要不急な事業予算の縮減を図りつつ、必要な事業には積極的に予算を投じ、メリハリをつけて取り組んでまいりました。その一方で、新型コロナウイルス感染症の収束がまだまだ見通せない状況にあったため、様々な事態を想定して対策に要する経費を予算計上し、あるいは予備費充用を行ったことにより、結果としては不用となった経費が生じております。また、要因は様々ではありますが、予定どおりの進捗や事業実績に至らなかった事業が散見されていることから、いま一度、現状分析や課題把握による必要な見直しを図ることで、今年度事業の進捗管理と来年度予算の適切な編成につなげてまいります。

次に、基金の活用についてですが、ご質問にありましてとおり、中期的な視点を持ちつつ、不測の事態に対応するためにも、基金の有効活用はこれまで以上に重要であると考えております。環境対策、子ども・子育て支援事業及び高齢者福祉の3つの基金は、これからも区政の重要分野を推進するための基金であり、DX、ウォーカーブル、ゼロカーボン等の各施策の推進や、新型コロナウイルス感染症への対応など、喫緊の課題に対しても区民ニーズを的確に捉えた事業展開を

図るため、財政調整基金を含めた全ての基金について、計画的かつ効果的な活用を図ってまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 米田議員の障害児の放課後の居場所についてのご質問にお答えいたします。

まず、学童クラブにおける障害児の受け入れ体制についてですが、議員ご指摘のとおり、心身の障害や発達面の気になる児童は増加傾向にあり、障害等の有無にかかわらず、児童が安全・安心に過ごすための学童クラブの体制強化が大変重要であると認識しております。現在、学童クラブにおける障害のある児童等への対応といたしましては、指導員の加配措置や心理士等の専門家による巡回指導及び指導員の専門性の向上に資するための研修などを行っております。これに加えまして、今後は学童クラブに専門性ある人材を配置することを検討し、障害を持つ児童等とその保護者が安全に安心して放課後を過ごせるよう、体制の強化に努めてまいります。

次に、学童クラブまで安全に移動する手段の確保についてですが、現在も一部の学童クラブにおいて、特別支援学校に通う児童がその送迎バスを降りてから学童クラブまでを移動するに当たり、可能な範囲で指導員が対応しております。今後も、こうした児童の入所に当たりましては、バスの降車場所までの距離や学童クラブ指導員の人員体制を踏まえまして、できる限り移動のご支援に対応してまいりたいと考えております。

次に、放課後等デイサービスについてですが、区が利用者から相談、申請を受け、サービスの利用に必要な給付を行う仕組みとなっている中、さくらキッズをはじめ、障害や発達に課題のある子どもの早期発見、早期支援の取組を進めていることから、小学校入学後に放課後等デイサービスの利用につながるケースが増加傾向にあります。また、放課後等デイサービスは18歳まで利用できるサービスであるため、人口の増加に伴い利用者数も年々増加しているものと考えられます。本区の放課後等デイサービスの事業所は、現在4か所の民間事業者による運営にとどまっております。空きが少なく利用が厳しい状況であることは認識しております。今後とも、区のはばたきプラン等による相談を通じて、区外であっても交通の便のよい事業所の紹介や、放課後等デイサービスに限らず、これに代わるサービスの提案なども行うなど、利用者のニーズを十分に把握し、しっかりと応えてまいります。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 米田議員の子どもの目の健康とがん教育についてのご質問にお答えいたします。

最初に、目の健康についてですが、教育委員会では、従前より定期健康診断等の機会に、近視や眼病予防について児童・生徒と保護者に対して意識啓発をするとともに、学校医による専門的な知見から、養護教諭などへの指導、助言を頂き、その対策、対応に取り組んでおります。また、ICT教育の進展に伴う、児童・生徒の視力低下の進行による健康面への配慮等を踏まえ、本年4月に本区のGIGAスクール構想「ちよだスマートスクール」の保護者向けパンフレットの中

で、目の健康について記載して、家庭におけるタブレット等の使用に関する注意喚起をするとともに、各学校でタブレット等活用のルールを定め、学校と家庭が連携して児童・生徒の目を含めた健康管理を促進しております。議員ご指摘のとおり、近視からさらに深刻な病気へ進行するリスクも踏まえ、今後も児童・生徒の目の健康維持に取り組んでまいります。

次に、がん教育についてですが、がんは我が国において国民の2人に1人がかかる病気とされ、その知識を国民の基本的教養として身につけておく必要があります、学校での健康教育の中でも、がん教育が今後ますます重要になってくるものと認識しております。

現在の本区のがん教育ですが、小学校では体育科、中学校では保健体育科の中で、がんをはじめとする生活習慣病のリスクが高まる要因や、予防のために必要な生活習慣が身につくよう指導しております。また、本区では、がん教育の実施に当たり、小・中・中等教育学校の教員で構成される体育・健康教育推進委員会を中心に、がん教育についての研究を進め、がん教育に見識の深い大学教授による講習会を実施しております。

外部講師を活用した授業については、今年度、区立中学校と中等教育学校において、子どもたちの中に治療中の家族や身近な人を亡くしている場合などに配慮しながら、医療専門家や闘病経験者等の外部講師を活用した授業を行います。来年度は、区立小学校を含め区内の全公立学校において、外部講師を活用した授業を実施いたします。

これまでのがん教育における成果と課題ですが、成果としては、外部講師の話から、単に飲酒や喫煙などの行為とがんの発生を結びつけるのではなく、誰にでもがんの可能性があり、早期発見と予防ががんのリスクを低減させることにつながるとの理解が深まったことが挙げられます。一方、課題としては、それが一時的な意識の高まりにとどまりがちになることなので、継続的にリスクを低減していく行動につなげる指導が必要だと考えています。教育委員会では、引き続きがん教育を推進し、正しい理解とがん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感を深めることを通して、学んだことを家庭での話題にするなど、自他の健康と命の大切さについて考え、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図ってまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 米田議員のご質問のうち、がん対策の男性トイレへのサニタリーボックスの設置及びプレコンセプションケアについてお答えいたします。

まず、男性トイレへのサニタリーボックスの設置についてですが、膀胱がんや男性特有のがんである前立腺がんの患者など、尿漏れパッドや大人用おむつを使用している男性にとって、男性トイレにサニタリーボックスがあると安心して外出できるという声があります。全国的にも各自自治体で公共施設へのサニタリーボックスの設置が始まっており、使用済みのパッド等を持ち帰らずに済むことは、がん患者にとって施設利用の悩みを解消する取組であると認識しています。

現在、区役所本庁舎においては、いわゆるバリアフリートイレ以外の男性用個室にサニタリーボックスの設置はありません。本区においても潜在的なニーズがあると考えられ、有効な設置方法と周知について、先行自治体の事例を研究し、各所管と連携して本庁舎や他の区有施設への設置を検討してまいります。また、区有施設への設置をきっかけに、多くの方が訪れる民間施設に

も波及するように働きかけていくことで、がん患者への支援を広げてまいりたいと考えております。

次に、プレコンセプションケアについてお答えします。

近年、不妊検査や治療を受けるカップルが増えており、自然に妊娠することが難しくなっていると言われております。妊娠・出産には適切な時期があり、健康であることも大切な条件です。若いうちから正しい知識を学び、自身のライフプランに適した健康管理を意識することで、将来子どもを望んだ際の健やかな妊娠・出産の可能性を広げることが期待されております。このような背景から、妊娠前からのケアであるプレコンセプションケアの重要性が指摘されており、区でも推進すべきと考えております。

プレコンセプションケアとしては、定期的な健診受診、適切な食事と運動、喫煙、飲酒への注意などが挙げられます。区ではこれまで各健診の実施に加え、骨密度測定会、生活習慣病予防相談事業で、医師などに相談できる機会を設けてきました。また、男女共同参画センターMIWでは、電話または面接にて様々な悩みについて無料相談が受けられ、女性の健康に関する講座や図書資料なども提供しております。今後は、これらの相談体制の中でプレコンセプションケアの充実を図り、より積極的な普及啓発に努めてまいります。

妊孕性等の検査費用の助成については様々な議論があると認識しており、情報収集を行い、研究してまいります。

次に、学校教育におけるプレコンセプションケアの視点を取り入れた健康教育については、例えば、妊娠・出産に関する内容は、小学校では体育科、中学校、中等教育学校では保健体育科の保健領域において、児童・生徒の発達段階に応じて段階的に扱っております。また、飲酒、喫煙による影響や食に関する指導、心の健康に関する指導などの健康面に関する指導や、家庭生活やキャリア教育といったライフプランに関する指導など、プレコンセプションケアに関連する内容についても、体育科、保健体育科を中心として他の教科でも指導をしております。

区の健康増進計画である第二次健康千代田21において、適正体重の人を増やすことを目標の1つとしており、20歳代女性の痩せの人の割合を指標に設定し、対策として各種事業を実施しております。性や生殖に関する知識及び情報の普及・啓発事業では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する講座を開催するなど取組を進めており、今後は第二次健康千代田21の改定に合わせて位置づけを明確にするなど、より推進に向けた対策を検討してまいります。併せてホームページへの掲載やリーフレットの配布、女性健康週間の活用など、広く周知に努めてまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 米田議員の令和3年度決算来年度予算に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

令和3年度末における主な基金の残高は、財政調整基金420億円余、社会資本等整備基金523億円余、環境対策基金60億円余、子ども・子育て支援事業基金39億円余などとなっております。総額では1,175億円余でございます。来年度以降の工事経費は、昨今の建築資材高騰の影響により増額が見込まれており、社会資本等整備基金の計画的な活用が求められます。また、新

型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない状況にあるため、必要な対策のための財源として財政調整基金の活用も想定されます。いずれにいたしましても、各基金の目的に沿って活用することで区民福祉の向上を図りつつ、不測の事態にも対応できることを念頭に置いた中期財政計画を、令和5年度予算とともにお示ししたいと考えてございます。

○議長（桜井ただし議員） 以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

午後3時39分 休憩

午後3時58分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問に入ります。

通告順に質問をお願いします。

初めに、14番池田ともりのり議員。

〔池田ともりのり議員登壇〕

○14番（池田ともりのり議員） 令和4年第3回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

今回は、**地域の防災力の向上**について伺います。

災害は忘れた頃にやってくると言われたのははるか昔の話で、平成の時代には、1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災を筆頭に、毎年数多くの地震、台風、ゲリラ豪雨、火山噴火が襲ってきます。その都度大きな被害を被ってきており、私たちの住む千代田区でも被害状況を心配することが多くなりました。

災害が起きたときの対応では、まず、自らの命は自ら守るための自助の備えが基本です。近年の大震災での犠牲者は、建物の倒壊によるものや、関東大震災では火事によるもの、さらには水による被害なども含め、大切な命を奪う原因は火か水か建物であり、その対策こそが最も重要とされています。（スクリーンを資料画面に切替え）

千代田区では区内全域が地区内残留地区となっていて、地震の際の避難行動も、建物の被害の大きさにより、自宅にとどまるか避難所へ移動するか判断が分かります。地震発生後の数日間は食料の確保が難しくなるため、少なくとも3日間程度は自力でしのげる備蓄物資を用意しておくことが大切です。（スクリーンの資料画面を切替え）

先日、3年ぶりに区内消防団合同点検が実施されました。コロナ禍でも活動を続けてこられた消防団員の災害時の行動について、改めて、地域防災の要として、これまで同様見守り続けていただきたいと感じました。震災発生後、自宅にとどまらず、避難所での生活となるまでには様々な判断を要します。避難所では慣れない集団生活に向け、精神的、肉体的な負担も考えられます。消防団員は災害時は救助活動など団員としての行動が求められますので、避難所での指揮は避難所運営協議会の方が行います。誰もが平常ではない状況に不安を隠せませんが、そこで地域の防災リーダーとして期待するのが防災士の資格を持った方ではないでしょうか。（スクリーン表示

を元に戻す)

防災士とは、2003年からスタートした民間防災リーダーで、今日では全国に17万人が認証されています。本区では地域防災リーダーを育成するため、地域の防災活動に携わっている方を対象に、防災士の資格取得費用の助成を平成30年度から行っています。助成金額が対象とする方により異なりますが、あまり浸透していないようです。

そこで伺います。地域の防災力の向上のため、防災士の資格取得への助成制度を開始してきてからこれまでどの程度の成果があったのか、そして課題としてどう受け止めているのか、見解をお聞かせください。

この防災士の資格取得費用の助成制度について、これまで浸透していないと、行政機関より危機感を感じている議会側からは、災害対策・危機管理特別委員会においても繰り返し指摘をした結果、今年度より、全額助成となる対象者が新たに加えられ、地域の防災リーダーの育成の視野が広がりました。(スクリーンを資料画面に切替え)

区内在住の方で、避難所運営協議会の委員長の推薦を受けられた方に限られますが、コロナ禍で協議会の開催を控えてきた地区では、まだその周知が伝わっていないところもあるのではないのでしょうか。ようやく再開してきた避難所防災訓練や運営協議会ですが、すぐに適任者が現れるとは限りません。首都直下地震に備え、各避難所に最低1人の防災士を必要とするための新たな助成金制度の拡充から半年で成果を求めるのは酷なこともかもしれませんが、幾つかの町会から編成されている避難所運営協議会に関わることで、地域コミュニティの醸成にもつながる観点から、各町会に1人は防災士が必要と考えます。つまり、町会長の推薦を受けた方にも十分な助成で資格取得ができるよう、対象者を広げてもいいのではないのでしょうか。また、マンション管理組合等の自主防災組織に所属している方にも、避難所と相互の連携に関わることを条件に助成の拡充をしてもいいのではないのでしょうか。公助だけに頼らないという意味では、地域の防災力の向上に無駄にはなりません。(スクリーン表示を元に戻す)

そこで伺います。今年度から資格取得費用の助成を拡充することで、地域の防災リーダーの担い手を充実させたいところですが、私はコロナ禍を理由に、各避難所運営協議会への情報提供など周知が足りないように感じます。この半年での成果をお答えください。実際に防災士が増えることは、防災リーダーの担い手として地域の防災力の向上につながると考えます。防災士の必要性について本区のお考えをお聞かせください。また、さらなる助成の拡充を求めますが、見解をお聞かせください。

次に、大学との連携について伺います。

首都直下型地震やゲリラ豪雨による急激な河川氾濫などの予測困難な大規模自然災害が発生した場合、千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアムの5大学・2短期大学を含む区内の大学は、千代田区と大規模災害時における協力体制に関する基本協定を締結しております。各大学が対応可能な範囲で、区民や一般の帰宅困難者の受入れ及び情報・食糧・飲料水などの提供などの使命を少なからず担うことが示されています。災害時にかかわらず、これまで学生ボランティアの活動は各地区の催しには絶大な役割を果たしています。コロナ禍の以前と以降では状

況が異なり、学生たちも戸惑いを隠せない日々が続いております。先に紹介しました消防団合同点検では地元の大学の災害学生ボランティアも活躍していましたが、避難所防災訓練への参加など、ウィズコロナを受け入れて、現在はどのような活動となっているのでしょうか。

そこで伺います。コロナ前に想定していた発災時の学生ボランティアの活動は、コロナ以降どのような体制となっているのか、区ではどこまで把握しているのか、お答えください。

次に、防災備蓄品について伺います。

各大学には平常時の協力体制として帰宅困難者支援のための防災備蓄品を備え、大規模災害時には地域住民や帰宅困難者等の被災者への一時的な施設の提供、大学施設に収容した被災者への備蓄物資の提供が求められます。また、避難者の一時受け入れ体制が解除となった後でも、備蓄品の提供や通信手段に必要な非常電源の確保、被災状況などの情報提供など施設への入退場が発生し、区民やその地域への対応も十分に考えられます。区内15か所の避難所だけではなく、避難所施設として各大学との連携を確認しておくことが、防災・減災につながると考えます。

そこで伺います。区民や地域との連携の拠点として、施設開設に伴う安全・衛生管理、感染症対策、情報提供体制などを鑑み、各大学が備蓄している防災品の活用について、見解をお聞かせください。

最後に、防災食の有効活用について伺います。

前述したように、大震災において、私たちの大切な命を奪う原因は火か水か建物であり、その対策こそが最も必要です。備蓄食糧が必要となるのは命が守られてからの後のことになりますが、地震発生後の数日間は食料の確保が難しくなるため、最低3日間程度の備蓄物資を用意しておきたいのですが、農林水産省の「災害時に備えた食品ストックガイド」では、主に災害時に使用する非常食だけではなく、日常で使用し災害時にも使えるものをローリングストックして、バランスよく備えることが大事であるとしています。備蓄食品を取り出しやすいところに保管し、日常でも使用して補充することで、賞味期限切れを防ぎ、災害時でも食べ慣れたものを食べることができます。また、定期的買い替え、ずっと備蓄したままにならないよう食べることで、食品ロスへの削減にもつながります。

しかしながら、災害時に備蓄食品をそのまま食べるのは味気なく、我慢して食べているとストレスを感じるようになります。ふだんできないことを災害時にやろうとしても難しく、災害時においしく作れる料理を実践しておくことが重要だと考えます。避難所生活でのストレスはほかにも生じてくる中で、災害時を想定した食事を一度経験しておくなど、食事についてはストレスを感じないよう心がけたいものです。（スクリーンを資料画面に切替え）

本区では何年かに一度、防災備蓄品の食料を見直します。そのまますぐに食べられる食品がそろっていますが、毎食同じものを食べていると、やはりストレスを感じてきます。（スクリーンの資料画面を切替え）

そこで、専門性のある大学でそのような防災食を研究発表してみてもどうでしょうか。備蓄品は栄養バランスを考えて備蓄する。ライフラインが止まった場合を考えて備蓄する。食事については、備蓄食品を備えるだけではなく、災害時においしい食事となる工夫をしてみるなどの情報

発信を、区民ホールなどで多くの区民へ紹介してほしいものです。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで伺います。食品ロス対策にもなり、災害時のメンタルケアにもつながる防災食を考案、研究し、広く区民へ紹介することを提案しますが、見解をお聞かせください。

以上、これまでの、そしてこれからの世代をつなぐため、地域の防災力の向上について伺いました。区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 池田議員の地域の防災力に関するご質問にお答えいたします。

まず、防災士助成制度の成果と課題についてですが、区では、地域における防災意識の普及啓発、さらに発災時の防災リーダーの養成を目的として、平成30年度から事業を開始し、昨年度までに20人に助成を行いました。このような方々には、台風接近時における地域の防災点検や防災訓練の参加など、地域の防災活動での主要な役割を担っていただいております。一方、コロナ禍などの影響もありますが、この4年間において年平均5人の実績であり、課題であると認識しております。

次に、今年度拡充した制度の成果ですが、現時点で申請は2件であり、改めて各避難所運営協議会などへの丁寧な説明を行ってまいります。

次に、防災士の必要性についてですが、地域の防災リーダーとして防災士が増えることは、区としても地域防災力の向上につながるものと考えます。特に、避難所運営協議会から推薦を受けた方々には、日頃は地域活動に参加しながら災害時には防災リーダーとして活動されることが期待でき、地域防災力の維持、向上につながるものと認識しております。

次に、さらなる助成の拡充についてですが、人材の確保につながる視点でこれまでの制度の成果や課題を検証し、再編の必要性などについて検討してまいります。

次に、災害学生ボランティアへの支援に関する取組についてですが、従前より、社会福祉協議会を通じて区内大学の学生ボランティア育成事業を継続して支援しております。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に活動停止となりましたが、現在では従前の水準まで回復しております。先般の消防団合同点検や区の防災事業などへの協力も再開しており、引き続き学生ボランティアの育成支援に努めてまいります。

次に、各大学が備蓄している防災品の活用についてですが、区内の各大学とは、大規模災害時における協力体制に関する基本協定により、災害発生時の対応として、避難施設としての一時開放や物資の提供など協力を求めています。このような災害時の物資として、区からは主に帰宅困難者対策として、水、食料や携帯トイレ等を提供し、有効に活用していただくよう依頼しております。なお、それ以降の各大学の対応、特に大学が保有する物資の活用などにつきましては、協定の中で定めたものはございませんが、ご指摘の視点なども踏まえ、各大学の対応状況などを確認してまいります。

次に、防災食の考案や区民への周知などについてですが、千代田学の取組などで、防災備蓄食

品を用いた料理例など提案されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインの発表にとどまっております。今後、防災に関する展示や区民イベントなど様々な機会を捉え、区民への周知を図ってまいります。

○議長（桜井ただし議員） 次に、20番大串ひろやす議員。

〔大串ひろやす議員登壇〕

○20番（大串ひろやす議員） 令和4年第3回定例会に当たり、公明党議員団の一員として一般質問を行います。

最初に、**監査の目的について**であります。（スクリーンを資料画面に切替え）

地方自治法第199条第3項には、監査委員の職務権限を定めています。スクリーンのとおりですが、「監査委員は（中略）監査をするに当たっては、当該普通地方共同体の（中略）事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかについて特に意を用いなければならない」と。その第2条14項とは、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と、有名な条文であります。自治体の組織としての目標を示したものであります。この点に特に意を用いようとされたわけですが、これまで各自治体、その基準や方法はまちまちであったと思います。（スクリーンの資料画面を切替え）

この点、平成29年の自治法改正において、監査委員は監査基準を定めて監査を行うこととされ、総務省がその指針とも言える監査基準案を示したことは大変意味があることと思います。第1条の目的には、「当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする」と書かれ、監査の目的、また監査の視点を改めて明らかにしたものであります。

千代田区監査委員も、法が施行となる令和2年に千代田区監査基準を定め、目的も明確にしました。内容は総務省案と同じでも、「もって」という言葉をあえて挿入し、監査を通して区の事務執行が必ず住民の福祉の増進につなげていくことを決意として述べたものと理解しています。

（スクリーン表示を元に戻す）

そこで、改めて、監査は誰のために行い、いかなる視点を持って、何を監査するのか。そして何を目的として行うのか。監査事務局長へ、現在行っている範囲で結構ですので、お伺いいたします。

次に、**監査制度の充実強化に向けた具体策について**であります。4点あります。

1点は、事業の執行が申し上げましたように、住民にとって、経済的——エコノミーですね、効率的（efficiency）、かつ効果的（effectiveness）——有効性と同義だそうですけども——なものとなっているかという、いわゆる3E監査についてであります。財務監査ということでは、千代田区の事業数は約800あり、その全てを3Eの視点から監査することは、今の監査事務局の職員数では至難のことです。よって、対象とする事業全般から一部を抽出して監査し、その結果から全体の成否または適否を推定するという方法が取られています。このことについて、千代田区監査基準には、「監査委員は監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程

度を検討した上で、監査を実施する」と、そしてリスクとは「組織目的の達成を阻害する要因をいう」としています。だとすると、事業を抽出するためには、このリスクをしっかりとした内部統制の下に把握していかなければなりません。

一方、行政監査は、区の組織、人員、事務処理方法その他の行政全般について、必要に応じて行うとされます。こちらは事業の抽出ではなく、テーマを設定し、全庁横断的に、法令遵守はもちろん、財務監査同様3E監査を行うとされます。例えば東京都は毎年行っていますが、昨年及び今年のテーマは「新型コロナウイルス感染症対策事業について」でありました。千代田区監査委員の監査報告書を見ますと、例年「事務の執行（行政監査的視点による）」としていますので、毎年の定期監査の中で財務監査と併せて行政監査も実施していると思われる。だとすれば、財務監査、行政監査それぞれの結果について報告書に記載されていなくてはなりません。

住民にとって事務執行が経済的、効率的、有効的に行われているのかという3E監査の方法について述べました。そこで、3E監査は財務監査、行政監査それぞれにおいて現在どう行っているのか。また、結果についての記載はどう行っているのかも併せてお伺いいたします。

次に、工事監査についてであります。監査委員は工事監査について、区が契約した工事全てでなく、そのうちから1件を抽出し行っています。監査報告書には「契約金額1,000万円以上の工事のうちから監査委員が決定する」とあります。一般的に工事監査は技術監査が必要なことから、外部の専門機関に調査を委託し行うこととなります。その際、監査実施基準としては、事業の妥当性、設計の合理性、積算の根拠性、工事契約の合理性、仕様書の運用性などとされています。いずれも重要です。特に事業の妥当性と設計の合理性は大事な視点であります。

そこで、現在、工事監査についてはどのような基準に基づいて実施しているのか。また、事業の妥当性及び設計の合理性についての監査はどう行っているのか。そして、工事の対象を選ぶ抽出基準はどう定めているのか。お伺いいたします。

次に、監査結果に基づく措置対応についてであります。監査の役割の1つに、行政の住民へのアカウントビリティに資するということがあります。（スクリーンを資料画面に切替え）

スクリーンは、区長が毎年作成する「定期監査の結果に基づく措置対応について」3年分を並べたものです。見ていただくと分かりますけれども、監査結果に対する対応については、「再発防止策を中心に、所属職員を指揮監督の上、業務のチェック体制を確認し、その徹底を図ることを各所属長に通知しました」と、この3年間、判で押したような文章となっています。さらに後段の指摘事項についての措置対応も全く同様であります。（スクリーン表示を元に戻す）

肝腎な、どのように改善できたのかが全く分かりません。当然、事項によっては改善まで時間を要するものもあるでしょう。それはそれで、何年の監査結果に対しての措置対応として記述すればよいと思います。改善した具体的な内容を書かなければ、行政の住民に対するアカウントビリティを果たしたことになりません。また、監査委員からすれば、監査基準に定めた行政に対する指導的機能の発揮も形骸化してしまいます。

そこで、監査結果に基づく措置対応については、監査の結果、また指摘事項に対して、どう改善できたのか、その内容を記述すること。また、監査委員に提出する時期については、法199

条の第14項の規定により、改善できた都度としてはどうでしょうか。区長に所見をお伺いいたします。

次に、外部監査制度についてであります。平成9年の自治法改正により、新たに外部監査制度が設けられました。地方分権を前にして、自治体のチェック機能の強化と監査の独立性と専門性を強化することにその目的はありました。監査委員監査と外部監査人の行う監査が重複することなく補完し合い、自治体の監査制度の充実強化を目指したものです。ただし、導入に際し注意しなくてはならないこともあります。日本総研主任研究員の高坂晶子氏がレポートの中で述べていることです。「誰のために、何をチェックするのか」を曖昧にしたまま監査委員制度はスタートしたため、監査対象からの独立性に難のある運用となった。加えて、自治体が監査委員へ依存して内部統制の強化改善を怠ったことが災いし、不正な行政執行が後を絶たない弊害が生じた。(中略) 監査委員制度の曖昧な性格を放置したまま外部監査人制度を導入した場合、一層の混乱を招くおそれはきわめて高いといえよう」と。重要な指摘であります。そこで、この高坂氏の指摘を踏まえた上で、条例を制定し、外部監査制度の導入を提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

次に、**総合計画のあり方**についてであります。

現在、基本構想について、懇談会を設置して策定中ではありますが、骨子が固まる前にぜひ聞いておきたいことでもあります。3点あります。

1点は、策定中の基本構想が、本当に総合的かつ計画的な行政の運営を図るものになるのかという点です。平成23年の自治法改正により、自治体の基本構想の策定義務はなくなりました。しかし、それはあくまで自治体自らの判断で定めるといふ地方自治の趣旨に沿うためであり、決して総合的かつ計画的な行政運営までもなくしたものではありません。平成28年12月に千代田区議会は、議会の議決に付すべき事件に関する条例を全会一致で可決いたしました。議決が必要な事項として、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止としました。また、条例の提案理由の説明でも、総合計画は、従来から区の総合的かつ計画的な行政運営の方向性を示すものであり、区民にまちづくりの長期的な展望を示すものであると述べています。そのとおりであります。このたびは、この条例に基づく初めての総合計画策定となります。基本構想に目標年を定めないこと、基本計画も策定しないことなど、今までの総合計画とは大きく異なります。そこで、このたびの総合計画について、改めて体系、位置づけ、目的をお伺いいたします。また、この計画が、総合的かつ計画的な行政運営に資するものとなるのか、その理由も含めてお答えください。

2点目は、基本構想が区と区民が目指すべき将来像を共有できるものになっているかという点です。基本構想は目標年を定めず普遍的なものだけを記述するとしています。その理由は、社会情勢の変化が激しく不確実な時代にあっても、区は多様化するニーズに迅速かつ柔軟に対応し、質の高い行政サービスを適切に提供していくためとしています。しかし、本当にそうでしょうか。行政が公共の全てを担っていた時代ならそれも有り得るかもしれませんが、今は区と区民が共に取り組まなくては公共の何事も成し遂げることはできません。社会の変化が激しいときであるか

らこそ、長期的また中期的なビジョンを示し、区と区民が共有することが大事なのではないでしょうか。区民は将来が見通せないことに不安を抱いているのです。

これは、今日お持ちしたのは「みんなで考えよう これからの千代田」、平成20年に区が作成して区民に示したものです。ここには現在のそれぞれの課題と、それから解決の方向性、つまり分野ごとに課題情報と政策情報を細かく書いて、区民に示して意見を求めるものです。この冊子を作って意見を頂いて、この当時の基本計画の改定を行ったんです。私はこの姿勢が今こそ必要なんじゃないかというふうに思います。そこで、基本構想とは、区と区民が共有できるビジョン、将来像を描いたものとなり得るのか、改めてお伺いいたします。

3点目に、総合計画と予算編成との関係です。コロナのような緊急のものは除いて総合計画に基づかない予算は基本的にはあり得ません。（スクリーンを資料画面に切替え）

総合計画と予算の関係です。総合計画としては基本構想のみの一層構造です。しかもその基本構想は、繰り返しになりますが、目標年もなく、普遍的とする抽象的なものです。さらに、基本構想はたたき台の段階で、議決もされていません。そのたたき台を基に、組織としての方針を立てた上で予算編成するとしています。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで改めて、来年度予算編成に当たり何を根拠に編成していくのか、また、組織としての方針の立て方は具体的にはどうするのか、お伺いします。

質問は以上であります。区長並びに関係理事者の前向きなご答弁をご期待申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 大串議員のご質問のうち、初めに、監査制度の充実強化についてお答えいたします。

まず、区長の作成する監査結果に基づく措置対応についてでございますが、議員ご案内のとおり、毎年度、監査委員から通知された事務の執行に係る定期監査の結果を受けて、区長から監査委員宛てに区の措置対応について通知しております。この内容につきましては、執行機関の長として、監査委員のご指摘に対する措置の内容について包括的にお示したものでございます。

一方で、実務的には、監査委員のご指摘に対し、全ての事項ごとに発生原因を分析し、再発防止策を立て、対応や改善を図った結果を一覧にし、速やかに全庁で共有しております。この一覧につきましては、まずは再発防止を最優先に、いわゆる失敗事例として職員間における共有を進めてきたところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、区の措置対応については、区民の皆様にとって、より分かりやすい内容としてお示しする視点も重要であることから、今後、通知の内容や時期につきましては、他の自治体の状況も参考にしながら精査をまいります。

次に、条例制定による外部監査制度の導入についてでございます。外部監査制度は、監査委員制度を補完することにより、地方公共団体の行財政運営について住民の信頼が高まることを期待して、平成9年の地方自治法改正により設けられました。この制度は、文字どおり外部の専門家の力を借りることによって、監査の独立性と専門性を強化するために重要な役割を果たすことになる一方で、ミスや不正を未然に防ぐための内部統制も重要であり、現在実施している自己点検

や研修の実施といった内部努力にも努めていかなければならないことは言うまでもございません。これら現行の取組も踏まえ、外部監査を実行するためには、議員ご提案のとおり、すみ分けや役割分担をどのように図るかという視点が肝要であります。加えて、監査委員とともに、議会の皆様のご意見もまた重要でございます。いずれにいたしましても、監査委員の皆様とも情報を共有しながら、執行機関として、まずは内部統制をしっかり進めていくとともに、状況に応じて外部監査制度の研究にも取り組んでまいります。

次に、総合計画のあり方に関するご質問にお答えいたします。

総合計画は、行政運営上の最上位計画に位置づけられるものでございます。議員ご指摘の、議会の議決に付すべき事件に関する条例の提案説明にありますとおり、総合的かつ計画的な行政運営の方向性を示すものであり、区民にまちづくりの長期的な展望を示すことを目的として策定するものであると認識してございます。

総合計画の体系として、法律上、策定義務があったのは基本構想だけですが、実際にはその下に基本計画や実施計画が策定され、これを総称して総合計画と呼ぶ例が多く見受けられます。本区もかつては基本構想、基本計画に加え実施計画や推進プログラムを策定しておりましたが、社会状況の変化への対応等に課題があったため、平成22年に現在の基本構想と基本計画の体系に移行いたしました。それから約10年が経過し、変化のスピードが加速する中、より柔軟な行政運営を図るため、改めて総合計画の構造の見直しの必要性を認識したところでございます。

このため、新たな基本構想は、区と区民の目指す大きな方向性を示すものとし、その時々課題に対する具体の取組は、毎年の予算編成の際、基本構想の方向性と整合性を図った中期的な取組の方針を定めることとし、必要な取組を機を逸することなく実行に移してまいりたいと考えております。こうすることで、基本構想に基づく総合的かつ計画的な行政運営を図りながら、区民サービスのさらなる向上の実現に努めてまいります。

次に、基本構想のたたき台が区民と共有できるものとなっているかのご質問についてでございます。

社会の変化の激しいときこそ、しっかりした中長期的なビジョンを示し、区と区民が共有して行政運営すべきことのご指摘ですが、区としても目指すべき方向性を区民と共有することが大変重要だと考えております。また、共有する方向性は、移り変わる社会の中でも変わらずに目指すべきものとするので、総合的、計画的かつ柔軟な行政運営を実現できると考えているところです。

なお、基本構想のたたき台につきましては、団体関係者へのヒアリングやパブリックコメントに準じた意見収集により、様々な方からご意見を賜っております。また、これらのご意見は基本構想懇談会でも共有し、多様なご意見を踏まえた上で、懇談会としての提言書が提出される予定でございます。今後、区では、この提言書を踏まえ、たたき台の修正を検討し、素案をつくる予定ですが、素案の策定後もパブリックコメントや説明会を実施するなど、幅広く周知し、説明責任を果たしていくことで、区民と将来像を共有してまいります。

次に、来年度予算の編成についてでございます。

令和5年度の予算は、予算編成方針に基づき新たな基本構想の策定を見据えて編成することと

しております。ただし、議員ご指摘のとおり、新たな基本構想についてはご議決を頂いておりませんので、内部的に並行して必要な整理を行っているところです。さきにも触れましたが、新たな基本構想の下では、これまでの基本計画に代え、基本構想に掲げる分野別の目指すべき姿ごとに、将来像に向けた方針を定めることとしております。将来像に向けた方針は、毎年の予算編成の際、基本構想の方向性と整合性を図った中期的な取組の方針と具体的な取組を示すもので、一度定めた方針も社会状況等の変化に応じた見直しを可能としております。このことにより、新たな取組の必要性が生じたときは、そのタイミングで基本構想との関係を明らかにしつつ、機動的かつ計画的な行政運営を実現できると考えております。令和5年度予算は、こうした考えの下、編成してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

〔監査委員事務局長門口昌史君登壇〕

○監査委員事務局長（門口昌史君） 大串議員のご質問のうち、監査制度に関わるご質問にお答えいたします。

まず、監査は誰のために行い、何を目的として行うのかとのご質問についてですが、区の事務の執行等に対する監査を適切に実施することで、区民のために福祉の増進に資することを目的として行っております。

次に、いかなる視点を持って、何を監査するのかとのご質問についてですが、各年度の監査実施計画で監査の項目及び着眼点として定めており、例えば財務監査であれば、対象部課等が行っている財務に関する事務の執行について、予算の執行では、計画的、効率的、効果的に執行しているか。収入事務では、調定等適正に行われているか。支出事務では、違法、不当な支出はないか。契約事務では、手続、履行確認は適正に行われているか。現金・金券類の出納保管事務では、管理が適正に行われているか。財産管理事務では、公有財産、債券等の管理は適正に行われているか。事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。などの視点、着眼点を持って監査を行っております。

次に、3E監査は、財務監査、行政監査それぞれにおいて現在どう行っているか、結果についての記載はどう行っているのかとのご質問についてですが、財務監査、行政監査共に、経済的観点から、事務の執行がより少ない費用で実施できないか。効率的観点から、同じ費用でより大きな成果が得られないか。あるいは費用との対比で、最大限の成果を得ているか。効果的観点から、事務執行の結果が所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。といった観点から監査を行っております。

また、各年度の監査基本計画で、定期監査を行う際に行政監査の趣旨も踏まえて実施すると定めており、具体的には、委員監査時に、各所管課長から業務内容及び特徴的な事業の概要、実績等の説明を受け、事務の執行は法令等に従い適正に行われているか、行政監査的視点も踏まえて実施しております。結果の記載につきましては、定期監査の結果として総合的に記載をしております。

次に、工事監査について、どのような基準に基づいて実施しているのか、事業の妥当性及び設計の合理性についての監査はどう行っているのかとのご質問についてですが、各年度の監査実施

計画において、工事計画の妥当性、内容、規模等が適切か。設計が法令等に適合し、かつ合理的、経済的か。積算が適正な算出か。契約の手続は適正か。施工、監理、検査について手続は適正か。など5つの項目について基準を定めております。工事監査については、専門的、技術的な視点から調査を行うため、適切な技術を有する法人または個人に調査を委託し、その報告を調査の一環としております。その際、仕様書に、調査の視点として先ほどの基準を示して調査を行っております。

最後に、工事監査の対象を選ぶ抽出基準はどう定めているのかとのご質問についてですが、各年度の監査実施計画において、定期監査の監査対象とする事項として定めております。当該年度に施工する契約金額1,000万円以上の工事のうちから、監査委員が別途選定するもの1件に係る設計、契約、施工等を対象とするとしております。

〔大串ひろやす議員登壇〕

○20番（大串ひろやす議員） 再質問させていただきます。

まず基本構想と予算との関係なんですけれども、今、答弁していただいたのを聞きますと、議決はされていない。これからいろいろな意見を聞いて、パブリックコメントも行って決めていくということなんですけれども、それから予算編成じゃ、とても間に合わないと思うんですよね。ですから、それがされていないたたき台の段階で、各組織、部が組織の方針を定めるけれど、その根拠として、このたたき台でいいのかと、議決されていないたたき台でよろしいのかと、それをもう一回聞きたいです。

それから、共有できるかという点なんですけれども、今、非常に変化の激しいときだと。先ほど示した「みんなで考えよう これからの千代田」も、あのとき平成20年9月にリーマンショックがありました。大変社会が動いているときでした。あのときも、（ベルの音あり）100年に一度の危機のときだと言われる中でしたけれども、きちんと計画を定めて、将来のビジョンを示そうとしたんですよ。で、あの冊子を使って、政策情報、課題情報を併せて示した。その中で、つくっていった。私はそのぐらいの区の姿勢がやっぱり必要なんじゃないかというふうに思いますので、現在の総合計画の進め方、もう一度お答えしていただければと思います。

あと僅かですけれども、監査結果に対する措置対応ですけれども、これについては、答弁を聞きますと、包括的に示したものの一覧表があるんだということなんですけれども、あるだけじゃ駄目なんで、先ほど、これから区民に示せるように考えていきますということですけど、この点についてももう一度、どのように示すのかお伺いしたいと思います。

以上でございます。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 大串議員の3点の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の予算との関係についてでございます。

こちらは、ご指摘のとおり、現在、議決を経していない基本構想のたたき台に基づいて予算編成に入っているという状況であることは、ご指摘のとおりでございます。一方で、予算編成方針を定め、こちらの方針にのっとり予算編成に入っているということでございます。最終的には、

議決を頂いた基本構想と同じく、ご議決を頂く予定の予算が整合を取れるように、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目の、区の課題をあらかじめ示した上で基本構想の策定に入ってはどうか、どうだったのかというご質問でございます。

10年前の基本計画の改定だったと思いますけれども、そのときにはご指摘いただいたような冊子を作って、課題を提示していたというところでございます。現状におきましては、様々な課題がある中で、柔軟な対応ということを第一義的に考えております。柔軟な対応をしていくために、基本構想、今、策定、たたき台をつくっている基本構想では普遍的な課題を取り上げ、で、基本構想はございませんが、毎年の予算編成の中でしっかりと柔軟な対応を、整合性をもって取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

監査結果の措置対応についてでございます。こちらにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、ご指摘いただいた点を踏まえまして、しっかりと区民に分かりやすい説明責任を果たせるような形でのお示しができるよう、研究に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（桜井ただし議員） 次に、6番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○6番（岩田かずひと議員） 2022年、第3回一般質問をさせていただきます。

まずは、**神田警察通りの整備工事計画**について。

神田警察通りの街路樹伐採工事をめぐって、地元住民の皆さんが神田警察通りの街路樹を守る会を立ち上げ、夜通し街路樹に寄り添うなどの反対運動を行ってきました。さらに陳情も多くの方が署名をし、監査請求や訴訟まで起こさせています。ここまで地元住民が反対するのは、世間的に考えても極めて異例のことで、異常な事態だと思います。我々議員は区民の声を反映するのが仕事ですが、ここまで区民の皆さんが反対運動を起こし異常な事態が発生したということは、たとえ議決されていても、予算が通っていたとしても、それが、区民の皆さんの声を我々議員も行政も正しく反映していなかったという証拠だと思います。だとするならば、我々議員も、執行側である区も、一旦立ち止まり、工事を見直すべきであると思っております。

また、区長のご両親よりもずっと高齢の方々も、この、命に危険のある暑さの中、昼夜を問わず、自分たちの命を削って、木の安全を見守っておりました。人道的な配慮からも工事の見直しをお願いしたいと思います。こういった高齢者の方々の現状を知って、区長はどのように感じるのか、区長自身の口でお答えください。

そもそも神田警察通りの街路樹を守る会の皆さんは、道路整備自体には反対していません。現在4車線ある車道を3車線にすることも、車線を削った後に自転車道を設けることも、歩道のバリアフリー化をすることも、全く反対はしていません。ただ1つ、当該神田警察通りI期工事のように、イチョウを切らずに街路樹を生かしたまま工事を進めてほしいと主張されているだけです。なぜそれを区は協議会や街路樹伐採推進派に説明してこなかったのか。むしろ工事自体に反対であるかのような説明をしたのはなぜか、お答えください。

今年4月に行われた「胸襟を開いた話し合い」も、たった一度だけ2時間程度ありましたが、内容は工事のこととは無関係な話や恫喝ばかりで、肝腎の中身にはなかなか入らず、街路樹伐採推進派が、これ以上の話し合いは平行線であると一方的に打ち切って退席し、胸襟を開いた話し合いは単なる既成事実に終わりました。それ以降、区は、これ以上話し合いをしても住民同士の溝が深まるばかりだと工事を強行しましたが、そもそも話し合いもそこそこに工事を強行したら、それこそ住民同士の溝が深まるのは子どもでも分かることであり、工事を強行したことにより余計に住民同士の溝は深まり続け、深刻化しています。このときの、これ以上の話し合いは平行線とした部長判断が間違っていたのではないかと、お答えください。

2019年12月に行ったアンケートは、沿道住民にも届いていない家庭が多数存在していたことを、指摘があるまでなぜ言わなかったのか、お答えください。それでも広報が行き届いていたと言えるのかもお答えください。そして、そのアンケートも、2018年12月の第14回協議会によるならば、当時の担当課長が、Ⅱ期区間の計画案では現状の街路樹を現在の位置に残すことはできないと発言しており、この時点で区は伐採の方針を決めていた。その後に行われたアンケートも伐採ありきで行われており、当該アンケートの間8を見れば分かります「①今のままで良い、②植え替えを含め課題解決してほしい、③どちらとも言えない」と、伐採を誘導するような設問にしたのはなぜか、お答えください。

また、2013年に策定された神田警察通り沿道賑わいガイドラインには「豊かに育った既存のイチョウ並木の保存・活用」との記載があり、当初、伐採の計画はなかった。にもかかわらず、2020年12月に区は計画を一転して、街路樹伐採方針を決定した。さらに、附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準、意見公募手続要綱、参画・協働ガイドラインには、「区民にとって重要な政策決定などの際には、住民へのアンケート・意見交換会・懇談会・パブリックコメント（意見公募）・住民説明会を実施すること」とあるが、計画変更に関し、区はアンケートを行っただけで、議事録の公開もパブリックコメントも行わなかった。そしてガイドラインの修正も、ホームページで「既存の街路樹を伐採または移植し、ヨウコウザクラを植える」と1行記載したのみで、住民説明会の開催も全くなし、区は「足らざるものがあつた」「（ガイドライン変更の）プロセスが適切でなかった」と非を認めている。だが、口頭で謝罪するのみで、計画はそのまま続行している。間違いは誰でも犯してしまうが、肝腎なのはそれをいかにフォローするかである。間違いを認めたならば、一旦計画を見直すべきなのではないか。お答えください。

そして、区は、地域の実情に通じる方々にご参画いただきながら10年以上にわたって議論してきたと主張するが、区の言う「地域の実情に通じる方々にご参画いただいた組織体」である神田警察通り沿道整備推進協議会は、町会長など一部の人だけで構成され、情報の多くは区民にフィードバックされず、その一部の人だけで決定されてきたという経緯がある。当該協議会も、区の足らざる説明や不適切なプロセスによって判断を見誤らせてしまった被害者であるとも言えるが、今までの区から協議会への説明で足りていたのか、お聞かせください。

イチョウの代わりに当該神田警察通りに植えようとしているヨウコウザクラだが、大きく育っ

たとしても、現在のイチョウよりも作り出す木陰がかなり小さく、すかすかであることの検証はしたのか。また、その説明は区民、協議会、区議会にしてきたのか。検証も説明もしていないなら、なぜしてこなかったのか。説明してください。

当該通りのイチョウを伐採するとして、新たに植えるヨウコウザクラで今のイチョウ並みの大きな木陰を作るようになるのに何十年かかるのか、検証はしたか。したとしたら何十年を想定しているのか。それを区民、協議会、区議会に説明してきたか。説明していなければ、なぜ説明しなかったのか、理由を説明してください。

そして、我々区民は、ヨウコウザクラの作り出す緑陰が今のイチョウ並みの緑陰に出来上がるまで、どうやって暑い夏を乗り切るのか、お答えください。

ヨウコウザクラによってにぎわいや活性化を期待する声があるようだが、本当にヨウコウザクラでまちはにぎわうのか。その検証はしてきたのか。したのなら、どの程度のにぎわいを想定しているのか。していないなら、なぜしなかったのか。区民、協議会、区議会に説明してきたのか。しなかったなら、なぜしなかったのかをお聞かせください。

イチョウは枯葉が落ちる。ギンナンが臭い等の意見があった。というイチョウのネガティブな説明は区からあったが、イチョウはヨウコウザクラに比べて大量のCO₂を吸収する。ヨウコウザクラは黒っぽい実を落として踏み潰され、道路に汚らしいしみを大量に残す。虫がつきやすく、殺虫剤をまかななければならない。イチョウに比べ緑陰が小さい。緑陰が大きくなるまで何十年もかかることなど、ヨウコウザクラのネガティブな説明を、区民、協議会、区議会にしてきたのか。説明してこなかったとしたら、その理由を教えてください。

ちなみに根上がりと落ち葉の問題についてはどちらの樹種でも起きることであり、イチョウの説明の時だけ主張するのはアンフェアである。また、根上りについては、区の管理が悪いからであり、木に責任はない。

そして、区は歩道幅員2メートル絶対確保しなければならないと言っている。区が殊さらにアピールするのがバリアフリーであるが、それは神田警察通りの街路樹を守る会の方々からしても大いに望むところである。ただ、区の主張するところにはおかしな点多々ある。

例えば、車椅子利用者の意見として、擦れ違うことができないと強調するが、当該通り全ての場所で、ずっと車椅子が擦れ違い続けることはあり得ないので、当該通りの全ての箇所での理論を持ち出すのは、いささかおかしな話である。そもそも車椅子が擦れ違う状況が神田警察通りにおいて1日どれだけ発生しているのか、区は検証をしたのか。お答えください。していないならば、その理由も併せてお答えください。

さらに、車椅子利用者のもう一方の意見として挙げられている、今の街路樹があるから木陰ができて、暑い夏も外出できるという意見は、全くと言っていいほど取り上げられない。1日に何件も発生しない擦れ違いは、一瞬譲り合えば解決するが、暑い日差しは一瞬では解決しない。今年も都内は連日35度を超える猛暑日が続く、猛暑日数は過去最多を記録し、熱中症搬送人員は約3,000名になっている。にもかかわらず、自分たちに都合の悪いことには耳を傾けず、車椅子の擦れ違いばかりを殊さらに強調するのは不平等ではないか。お答えください。

誰もが安心・安全で歩ける道を目指すならば、今やこの暑さもバリアと捉えないと、本当のバリアフリーと言えないのではないのか。どのような考えなのか、お答えください。

また、国にも都にも幅員2メートル確保の定めがあるものの、それは絶対ではなく、1.5メートルあればよいという経過措置がある。新宿区には規則が定められているのに、千代田区にはそういう条例も規則もない。なぜないのかお答えください。

また、この2メートルを絶対確保しなければならないのならば、神田警察通りのI期工事は違法状態のままで行われたのか、お答えください。違法でないならば、I期工事でできたようにII期工事にも適用すればよいだけのことで、なぜそれをやろうとしないのか。お答えください。

駐車帯を設けるために街路樹の伐採が必要であり、その駐車帯も数を半減したと言うが、幾つから幾つに半減したのか、数をお答えください。ヨウコウザクラに樹種変更後も、値上がりしたらまた切るのか、お答えください。

また、部長は委員会内で「1.4キロメートルを一気通貫するシンボルロードとしての整備」と答弁していましたが、一气通貫するシンボルロードとするならば、I期工事のイチョウを残した工事と合わせた整備をしなければ、一气通貫にはならないのではないのか。大きな矛盾であるが、どのように考えているのか、お答えください。

現場百遍を自称する区長が、今マスコミでも報道されている話題の現場に一遍も訪れないのはなぜか、お答えください。

そして、一部で言われている神田警察通りでの職員への付きまとい及び恫喝についてであるが、今年4月25日、27日のことを言われているのであれば、大きな事実誤認がある。まず、神田警察通りの街路樹を守る会の方が付きまといをしたわけではなく、当該現場にいた×××、あ、失礼、×部長が、地域住民の求めた説明にも一切答えず逃げ回り、それを住民が追いかけて説明を求め、さらに説明責任を果たさない部長が逃げ回っていたというのが事実である。また、恫喝に関しては、そもそも区職員が区民に断りもなく区民を盗撮していたことに端を発している。弁護士法人渋谷青山刑事法律事務所によると、盗撮の定義は、被写体となる人間の了解を得ずに勝手に撮影を行うことであることから、この職員の行為はまさに盗撮であり、区の職員の盗撮を見つけた私がそれを制止するとともに画像の消去を求めたが、のらりくらりとその職員はなかなか画像を消そうとしなかったために、消去を強く求めたというのが紛れもない事実であるが、なぜ区職員はそれらを正しく区に報告しなかったのか、お答えください。さらにその撮影は誰の指示であったのか、その後の画像はどうしたのか、お答えください。

さらに、区職員及びO道路の職員は、その後も携帯用ウェアラブルカメラを用い、クラウドに転送する方法で、区民に断りもなく盗撮をしていたが、それは誰の指示によるものなのか、画像はどうしたのか、お答えください。

また、この件は神田警察署にも報告が行っているが、その際、画像は撮っていない、画像はカメラにもメディアにも残っていないなど、虚偽の説明を行っていたことに対する公表と、区民に対する謝罪、今後の対応はどうなっているのかの説明をしてください。

そして、この件で区民の方から被害届が出された場合にはどのような対応をするのか、お答え

ください。

日本テレビ二番町再開発について。

区民の方々や協議会などに説明するときに、大きなビルが建てば当然就業者も車も増え、歩道は人であふれ、交通渋滞もひどくなる。公開空地が災害時に役に立つと言うが、就業者が増え、かえって公開空地に帰宅困難者などがあふれ返る可能性もある。日本テレビ通りの容積率を上げる大きなマンションが増えると、ただでさえ学校の教室が足らなくなり区民館を教室に使用している現在よりも、より教育環境が悪化する可能性がある。ビル風の検証を独自に行っていないが、サクラテラスのようにビル風の危険性がある。地区計画があり、当該地では実は高さ60メートルの建物までしか建てることはできないが、区と×テレビが協議して、一企業の金もうけのために、60メートルより高いビルを建設しようとしている。説明会ではなくオープンハウス型説明会は議事録は作れないなどのデメリットなどをなぜ説明しないのか、お答えください。

また、先日行われたオープンハウスにおいて、「ある議員が」としながらも、私だけが大声で騒いでいたかのようなことを委員会内で発言した議員がいたが、それはオープンハウスで×テレビの職員が、うそや紛らわしいことを、区民の方にさも本当のことであるかのように説明していたことに対し抗議し、私と×テレビ職員の双方の声がお互いに大きくなったものである。また、ある区民の方から、「あのオープンハウスはひどかったから、私もどなり飛ばしてやった。ほかにも怒ってどなっていた人が何人もいたよ」と聞かされた。つまり、説明会だとこのような虚偽の説明が明らかになってしまうから、説明会ではなくオープンハウスにしたのか、今後、説明会を行うのかをお答えください。

外神田一丁目南部地区のまちづくりについて。

等価交換により複雑化した権利関係で、建て替え時にはどのようにすればよいか打つ手がないことを承知で、数十年後の世代に丸投げしていること。ビル風の問題があること。まだ30年しかたっていない区有施設を壊そうとしていること。土地の所有者は等価交換によって土地の持分が減り、今後は月々の負担が増えること。賛成者の数を水増ししていたこと。土地所有者は等価交換で土地の持分が減るだけでなく、今後、共益費など金銭的負担が増えることなどを、区民、協議会などになぜ説明しないのか、お答えください。

先日、環境・まちづくり特別委員会に、法の専門家である弁護士さんから陳情が出ましたが、中身は、区の法解釈が間違っているといった内容でした。これは行政として非常に恥ずかしいことですが、解釈の難しい条文のリーガルチェックなどをしないのはなぜか、お答えください。

以上で質問を終わります。（拍手）

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○25番（小林たかや議員） ただいまの岩田議員の質問の中で、不適切な発言がありましたので、休憩を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） ただいま小林たかや議員から休憩を求める動議が出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

本動議は直ちに議題とし、採決を行います。

お諮りします。本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） ご異議なしと認めます。決定します。

休憩をいたします。

午後5時02分 休憩

午後6時58分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

先ほどの岩田議員の発言について、調整に時間を要するため、本日は以上で延会したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日9月22日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後6時58分 延会